

平成 20 年

宝達志水町議会会議録

第 4 回定例会

平成20年12月10日 開会

平成20年12月17日 閉会

宝達志水町議会

本定例会に付議された議案件名

- 議案第64号 平成20年度宝達志水町一般会計補正予算（第6号）
- 議案第65号 平成20年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第66号 平成20年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第67号 平成20年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第68号 平成20年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算（第2号）
- 議案第69号 平成20年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第70号 平成20年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第71号 平成20年度国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第2号）
- 議案第72号 宝達志水町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第73号 「かほく市営バス事業押水・宝達線運行に関する事務の委託について」の廃止について
- 議案第74号 「かほく市営バス運行施設整備の区域外設置について」の廃止について
- 議案第75号 財産の取得について
- 報告第20号 専決処分の報告について
- 専決第15号 平成20年度宝達志水町一般会計補正予算（第5号）
- 発議第4号 宝達志水町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 請願第4号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願
- 請願第5号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める請願
- 認定第1号 平成19年度宝達志水町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号 平成19年度宝達志水町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第3号 平成19年度宝達志水町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第4号 平成19年度宝達志水町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第5号 平成19年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第6号 平成19年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 平成19年度宝達志水町水道事業会計決算の認定について

認定第8号 平成19年度宝達志水町下水道事業会計決算の認定について

認定第9号 平成19年度国民健康保険志雄病院事業会計決算の認定について

平成20年12月10日（水曜日）

出席議員

1 番	萩山恭子	8 番	守田幸則
2 番	柴田捷	9 番	北本俊一
3 番	津田勤	10 番	中川信夫
4 番	中谷浩之	11 番	金田之治
5 番	川崎與一	12 番	小島昌治
6 番	岡野茂	13 番	北信幸
7 番	林一郎	14 番	近岡義治

欠席議員

なし

説明のため議場に出席した者の職氏名

町長	中野茂一
副町長	中江映
教育長	田畑武正
総務課長	北山茂夫
情報推進室長	田村淳一
企画財政課長	太田永作
住民課長	林谷茂和
税務課長	山田久延
環境安全課長	高松守成
健康福祉課長	柏崎三代治
農林水産課長	鍛冶一良
建設課長	土上猛
上下水道課長	高下良博
学校教育課長	松田正晴

生涯学習課長 源 大 恵
会計課長 中 村 清 康
志雄病院事務局長 米 谷 勇 喜

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第64号 平成20年度宝達志水町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 5 議案第65号 平成20年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算
（第3号）
- 日程第 6 議案第66号 平成20年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予
算（第2号）
- 日程第 7 議案第67号 平成20年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第
2号）
- 日程第 8 議案第68号 平成20年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会
計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第69号 平成20年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補
正予算（第1号）
- 日程第10 議案第70号 平成20年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第2
号）
- 日程第11 議案第71号 平成20年度国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（
第2号）
- 日程第12 報告第20号 専決処分の報告について
専決第15号 平成20年度宝達志水町一般会計補正予算
（第5号）
- 日程第13 議案第72号 宝達志水町国民健康保険条例の一部を改正する条例に
ついて
- 日程第14 議案第73号 「かほく市営バス事業押水・宝達線運行に関する事務
の委託について」の廃止について

- 日程第15 議案第74号 「かほく市営バス運行施設整備の区域外設置について」の廃止について
- 日程第16 議案第75号 財産の取得について
- 日程第17 発議第4号 宝達志水町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 請願第4号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願
- 日程第19 請願第5号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める請願
- 日程第20 議案に対する質疑
- 日程第21 町政一般についての質問
- 日程第22 決算特別委員会委員長報告
- 日程第23 委員長報告に対する質疑
- 日程第24 討 論
- 日程第25 採 決
- 日程第26 議案の委員会付託

開会・開議

副議長（中谷浩之君） ただいまから平成20年第4回宝達志水町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

会議録署名議員の指名

副議長（中谷浩之君） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、宝達志水町議会会議規則第120条の規定によって、9番 北本俊一君、8番 守田幸則君を指名いたします。

会期の決定

副議長（中谷浩之君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月17日までの8日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

副議長（中谷浩之君） 御異議ないものと認めます。したがって、会期は本日から12月17日までの8日間に決定いたしました。

諸般の報告

副議長（中谷浩之君） 次に、日程第3 諸般の報告を行います。

まず、補助金制度化に関する要望書から平成21年度林業事業予算に関する要望書までの要望・陳情等は、お手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、監査委員から、平成20年9月分と10月分に関する例月出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、今定例会の説明員の職、氏名は、一覧表としてお手元に配付のとおりであります。これで諸般の報告を終わります。

提出議案の上程・説明

副議長（中谷浩之君） これより、本日提出のありました議案第64号 平成20年度宝達志水町一般会計補正予算（第6号）から発議第4号 宝達志水町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてまでを一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 本日ここに、平成20年第4回宝達志水町議会定例会を御招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多忙の折にもかかわらず、御応招を賜り、心から御礼申し上げます。

提出議案の説明に先立ち、まず、齊藤収入役の収賄容疑事件について述べさせていただきます。

本件につきましては、皆様御承知のように、去る12月1日に第1回目の公判が開かれ、検察側の起訴事実について全面的に認めているところから、早ければ2月中にも判決が出ると伺っております。

今後の収入役の取り扱いにつきましては、この公判の結果を見た上で、適切に対処したいと考えておりますので、いましばらくの猶予を賜りたいと思います。

さて、昨今の地方を取り巻く環境は、三位一体の改革や、地方分権が進展する中で、本町を初めとする財政基盤が脆弱な自治体においては、大変厳しい状況が続いております。さらに、この秋に急激に進んだ世界的な金融危機が実体経済にも影響し、景気が後退局面に入ったところから、雇用情勢などを含め、景気の状況がさらに厳しいものになると見込まれております。

そして、その影響で本町の財政状況もますます厳しくなることが懸念されることから、追加の経済対策の予算化や道路特定財源の地方配分の具現化など、一刻も早い景気浮揚策の実施が期待されるものであります。

ただいま、町では、来年度の予算編成に取り組んでいるところでありますが、平成19年度の決算状況や決算に基づく健全化判断比率等を考慮すると、本町の財政状況は、このままではいつ何どき財政再生団体に転落してもおかしくないという危機的な状況であります。

そのため、徹底した行財政改革の推進を念頭に、これまでも増して既存事業を厳しく点検あるいは見直し、重点施策の絞り込みや、計画の縮小、延長など、歳出の大胆な削減に努めなければならないと考えているところであります。

そこで、行財政改革についてであります。皆様御承知のように、行財政改革大綱の計画期間は平成18年度から平成22年度までの5カ年間であり、本年はその中間年に当たることから、実施計画の取り組み状況を総点検し、新たな課題の追加や数値目標の修正などを行うこととしております。

その進捗状況ですが、年度当初から見直しに係る事務作業を経て、去る11月17日に審議会を開催し、協議していただいたところであります。

これまでの改革の主な取り組み状況といたしましては、財政面では特に人件費と物件費を削減してきた結果、合併直後の平成17年度と平成19年度との決算ベース比較で、人件費では1億5,000万円、物件費では1億6,000万円、計3億1,000万円余りの歳出削減を行ってきました。

しかしながら、三位一体の改革により地方交付税や譲与税、あるいは国県支出金などが4億9,000万円余りと大きく減ったことから、この行財政改革による努力が交付税などの削減額に追いついていかないのが現況であります。

審議会では、「最近の経済情勢や町の厳しい財政状況を踏まえれば、より一層の計画の推進と危機感を持った取り組みが必要である」などの意見があったことから、今後、職員数の削減計画や施設の統廃合計画などについても、さらなる推進を図る必要があると考えているところであります。

以上、本町を取り巻く情勢につきまして御説明申し上げましたが、今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようお願いいたします。

それでは、これより今定例会に提出いたしました案件につきまして、順次御説明申し上げます。

まず、議案第64号 平成20年度宝達志水町一般会計補正予算（第6号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億6,443万4,000円を追加し、80億4,003万3,000円とするものであります。

主な内容につきましては、歳出では、各款を通して原油の高騰に伴う燃料費の追加をするほか、事業が完了したものにつきましては、精算を行うものであります。

続いて、款ごとの主な内容につきまして御説明申し上げます。

まず、総務費では、合併後の地域住民の連帯や強化や地域振興を目的とした事業に充てるための合併振興基金を積み立てる経費、町民の生活交通としての必要なバス路線の維持あるいはまた確保として、北鉄能登バス・羽咋線の赤字補てんに係る町負担分の補助金を追加するほか、来年度の固定資産税の評価がえに備え、電算システム改修に要する経費を追加するものであります。

次に、民生費では、社会福祉協議会の運営に要する経費や、原油高騰に伴う高齢者や低所得者層などを対象とした冬期間における灯油購入助成に要する経費、補装具の給付件数の増加による経費及び管外保育の入所増による経費の所要額を追加するものであります。

次に、衛生費では、管理栄養士の産休に伴う代替臨時職員の賃金及び乳幼児、児童・生徒の日本脳炎予防接種者が見込みより増加したことにより、所要額を追加するものであります。

次に、農林水産業費では、認定農家や農業生産法人など、担い手への農地の面的集積の促進に伴う経費の追加や、新たに所司原の「くさぎ」、菅原の「菅原こんねり」の特産品づくりに対し商品化支援等に要する経費、志雄地区の県営ほ場整備事業の増工に伴う経費、北大海地区の換地の精算に要する経費を追加するものであります。

次に、商工費では、来年4月1日に合併予定の宝達志水町2商工会合併協議会に対して、合併に要する経費の一部を助成すべく所要額を追加するものであります。

次に、土木費では、除雪委託業者に対し、除雪機械の損害保険料相当分の助成に要する経費、県道改良事業の確定に伴う経費を追加するものであります。

次に、消防費では、消火栓新設による消火栓用器具の格納箱等の設置に伴う経費、消防ポンプ車の修繕に要する経費を追加するものであります。

次に、教育費では、小学校3・4年生用に社会科副読本の作成に要する経費、生涯学習センター視聴覚室設備制御装置改修に要する経費、社会教育施設等の消防設備点検による修繕等に要する経費、12月に行われる全国ジュニアソフトテニス大会、来年3月に行われる全国スポーツ少年団バレーボール大会出場に要する所要経費を追加するものであります。

次に、災害復旧費では、8月の集中豪雨により被災のあった農地3カ所の復旧経費を追加するものであります。

以上が歳出の主な内容であります。

財源となります歳入では、地方特例交付金、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、

財産収入、繰入金、諸収入、町債を充てるものであります。

次に、議案第65号 平成20年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億2,394万5,000円を追加し、16億8,476万円とするものであります。

歳出につきましては、総務費では、医療費自己負担分の凍結措置の延長によるシステム改修経費など、保険給付費では、循環器系疾患の給付費の伸びによる療養給付費負担金及び高額療養費負担金など、また、平成21年1月から新たに産科医療補償制度が開始されることに伴い、出産育児一時金を現行の35万円から38万円に引き上げることとし、その所要額を追加するものであります。

歳入につきましては、国庫支出金、繰入金、繰越金を充てるものであります。

次に、議案第66号 平成20年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ120万5,000円を追加し、1億7,324万6,000円とするものであります。

歳出につきましては、平成21年度の保険料軽減対策に係る電算システムの改修に係る経費を追加するものであります。

歳入につきましては、国庫支出金を充てるものであります。

次に、議案第67号 平成20年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ50万5,000円を追加し、13億4,620万9,000円とするものであります。

歳出につきましては、総務費では、高額医療費該当者や介護認定者の増加による事務に要する所要額を追加するほか、保険給付費では、決算見込みによる地域密着型介護サービス費の減額、地域支援事業費では、介護予防教室の参加者の増加により委託料を追加するものであります。

歳入につきましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金において財源組み替えを行うほか、繰入金を充てるものであります。

次に、議案第68号 平成20年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ10万円を追加し、6,806万4,000円とするものであります。

歳出につきましては、当初予定していた医師の採用ができなかったことから、他の医療機関からの派遣を受けることとしたため、職員給を減額し医師派遣委託料に組み替えをするとともに、押水クリニックの医療機器充実のため備品購入費を追加するものであります。

歳入につきましては、寄附金を充てるものであります。

次に、議案第69号 平成20年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ295万円を追加し、6,612万円とするものであります。

歳出につきましては、北陸電力が管理する電柱の老朽化などによる移設件数の増大に伴う幹線ケーブルの移設工事費の追加や、自主放送番組「さくらチャンネル」を充実するため、撮影用機器の補充に係る経費を追加するものであります。

歳入では、繰入金を充てるものであります。

次に、議案第70号 平成20年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、企業債の借りがえに係る企業債償還金の確定に伴う追加であり、収益的収支は、1万2,000円を追加し、その総額を6億6,841万3,000円とし、資本的支出は、225万1,000円を追加し、その総額を11億2,185万3,000円とするものであります。

次に、議案第71号 平成20年度国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、企業債の公的資金補償金免除による繰上償還にかかる経費を計上するものであります。

資本的収入については、1億6,870万円を追加し、その総額を2億3,976万4,000円とし、資本的支出においては、1億6,879万9,000円を追加して、その総額を3億3,036万円とするものであります。

次に、議案第72号 宝達志水町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

これは、出産育児一時金の額について改正するもので、出産育児一時金が旧国立病院での分娩費の全国平均を勘案して決められており、少子化対策として平成18年10月から現行

の35万円となっております。

このような中で、去る9月に国で社会保障審議会・医療保険部会が開催され、1分娩当たり3万円の保険料を支払えば、正常分娩にもかかわらず脳性麻痺となった子供に3,000万円の補償金を支払う「産科医療補償制度」を創設し、平成21年1月から運営を開始することとなりました。

これにより、多くの産科医が万が一の事態に備え、この制度に加入することが予想されることから、結果として産科医に支払う分娩費用が保険料相当分の3万円程度上昇することが予想されることから、そこで、現在35万円となっております出産育児一時金を38万円に引き上げることにより、今後の少子化に対応していきたいとするものであります。

次に、議案第73号 「かほく市営バス事業押水・宝達線運行に関する事務の委託について」の廃止について、及び議案第74号 「かほく市営バス運行施設整備の区域外設置について」の廃止についてであります。

かほく市営バスは、昭和62年のJRバスの廃止に伴い、公共交通機関の確保という観点から、高松町、津幡町、押水町が共同で運営をしていたもので、合併後も継続して押水庁舎前から紺屋町を経由し、かほく市高松の車庫前までを往復する押水線と、押水庁舎と宝達を往復する宝達線の2路線で運行してきました。

しかしながら、近年では運行に要する経費が増加する一方で、バスを利用する人数が年々減少し、昨年の利用状況では、1便当たりの平均利用者が1人にも満たない状況であり、もはや交通弱者の移動手段としての役割を終えたと判断したものであります。

このため、平成21年3月末日をもって押水線及び宝達線の両路線の運行を廃止するものであります。

次に、議案第75号 財産の取得についてであります。

これは、平成22年度の完成を目指します町立相見保育所の改築に係る用地として取得するものであります。

現在の相見保育所は、昭和49年に建設され、築後33年を経過し、鉄筋コンクリートづくり、2階建ての建物で、老朽化が著しい上、現在の構造では耐震補強が必要な状況であります。

また、保育所は、人間形成の上で極めて大切な乳幼児期にふさわしい環境を整えるとともに、今日の核家族化、少子化に対応した子育て支援センターの設置や病後児保育、多様化する保育ニーズに対応するためには、現在の建物の改造では対応できないことから、新

たに保育所を建設する必要があるための取得であります。去る11月21日に仮契約したことについて議会の議決を求めるものであります。

次に、報告第20号は、専決処分を報告し、承認を賜りたいとするものであります。

専決第15号は、平成20年度宝達志水町一般会計補正予算（第5号）についてであります。今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ245万3,000円を追加し、77億7,559万9,000円とするものであります。

歳出につきましては、平成21年度から施行される個人住民税における公的年金からの特別徴収に要する経費を追加するものであります。

財源となります歳入では、繰越金を充てるものであります。

以上、案件の提案理由を申し上げましたが、何とぞ慎重なる御審議の上、適切なる御決議を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

副議長（中谷浩之君） 次に、6番 岡野 茂君。

〔6番 岡野 茂君 登壇〕

6番（岡野 茂君） ただいま上程されました発議第4号 宝達志水町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

平成20年9月1日施行の地方自治法の第100条第12項で、「議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。」の規定が新たに設けられました。これを受け、当議会は、さきの定例会で全員協議会を正規の議会活動として位置づける会議規則を改定したところでございます。このことに伴いまして、正規の議会活動となった全員協議会に費用弁償を支払える条例に改正するよう提案いたします。

議員各位には、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

副議長（中谷浩之君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

質 疑

副議長（中谷浩之君） ここで、議案第64号から発議第4号に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」という声あり〕

副議長（中谷浩之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

一般質問

副議長（中谷浩之君） 次に、一般質問を行います。

宝達志水町議会会議規則第61条第2項の規定による一般質問の通告がありましたので、発言を許します。

3番 津田 勤君。

〔3番 津田 勤君 登壇〕

3番（津田 勤君） 3番議員の津田です。

私は、町長にこれからの入札制度のあり方についてお伺いいたします。

先ほど町長の提案理由の説明でも話されておりましたが、まず、9月の収賄事件について若干伺います。

10月の臨時会や、町のホームページで、事件の概要や今後の対策について報告を受けました。また、10月の臨時会で、町長みずから給料の10%を6カ月間減額したいとの申し出があり、これは最高の懲罰だと聞いております。それで、全員一致で可決されたところでございます。その討論の中で、小島議員も話しておりましたが、事件の全容解明後、すなわちすべての判決が出てから当時の監督責任や、また、任命権者としての責任を適正な処分といたしますか、給料の減額以外の責任のとり方を新たにお考えであるかどうかをお伺いいたします。

続きまして、入札制度のことですが、入札・契約手続き運営委員会のメンバー選定はどのように行われていたのかをお伺いします。

本来、町発注の工事などの請負業者の選定の公正を確保するための委員会のはずが、委員の収賄という結果になってとても残念でなりません。この町の副町長をトップとして、町の収入役、課長6人で構成されている委員会のチェック機能というものはどうなっているのか、もしあれば教えてください。身内だけでやらなくてはいけないのか、これでもし外部の人が入って、ちょっとでも意見する場があれば、こんな事件はなかったのではないかなというような気もいたしておりますので、もしあればお答えください。

続きまして、指名競争入札により工事などを発注する際に、その業者選定はどのように進められているのか。また、別の発注方法を検討されていればその内容をお伺いして、私

の一般質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

副議長（中谷浩之君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 3番 津田議員の質問にお答えいたします。

今回の事件につきましては、組織や制度の問題とともに、本人の個人的事情によるものが私は大きいと判断しております。

私を含め、町職員には、町民全体の奉仕者として、町民の福祉向上に努めなければならないと強く訴えてきております。にもかかわらず、当時、総務課長という要職にありながら、その地位を利用して個人的に金銭を受け取り、工事入札の指名に便宜を図ったと、こういったことに対しましては、絶対に許されないことであり、この事件によって町民の皆さん方に与えた心配、あるいはまた町の失墜したこの名誉回復は大変だと思って、まことに遺憾だと思っております。

また、入札制度につきましても、公明な入札を行うため、これまでに予定価格の5,000万円以上の制限つき一般競争入札や、あるいはまた建設工事の入札予定価格の事前公表などの導入を図ってまいりました。

今回の事件は、この新たな取り組み以前の中で発生したことであり、もう少し早くこのような形での導入を図っていたら、この事件が防げたのではないかなど、こう思っております。

この事件を教訓に、入札制度のさらなる公明性の確保と再発防止に努めるべく、制度の改善を図るとともに、職員一人一人が高い倫理観を持ち、町民の信頼の回復に努めるよう指示してきたところであります。御理解を賜りたいと思います。

これらの詳細な内容につきましては、担当課長から答弁させますので、よろしくお願いいたします。

また、監督責任、任命責任についての問いでございます。これは私、町民の皆さん方、あるいはまた議会の皆さん方、そして敬老会初め各種団体、あるいはまたいろんな会合で、しっかりとやはり任命責任はあると。一職員が起こした事件、あるいは主幹が起こした事件、あるいは係長が起こした事件、あるいは課長補佐が起こした事件、そしてまた総務課長が起こした事件、それはそれぞれに責任のとり方があると思います。いやしくも総務課長ということになれば、町を代表する課長であります。そういった課長をしっかりと監督できなかった、そしてまた収入役に任命したという責任は大きいとっております。その

責任のとり方は明確にしていきたいと、こう考えております。

以上です。

副議長（中谷浩之君） 企画財政課長 太田永作君。

〔企画財政課長 太田永作君 登壇〕

企画財政課長（太田永作君） 3番 津田議員の御質問にお答えいたします。

入札・契約手続き運営委員会のメンバー選定は、どのように行われているかとの御質問でございますが、宝達志水町入札・契約手続き運営委員会設置規程に基づいて決められております。

なお、この規程の第3条で、委員の構成について定められており、副町長、総務課長、企画財政課長、農林水産課長、建設課長、上下水道課長の6名で構成されており、チェック機能は十分果たしておるかと思っております。

次に、指名競争入札により工事等を発注する際に、その業者選定はどのように進められているかとの御質問でございますが、平成17年3月に、宝達志水町建設工事指名競争入札参加者選定要綱を制定しております。

これに基づき、発注する工事金額や工事内容等と、入札参加者の経審点数、当該工事に対する地理的条件、工事实績等を総合的に判断して、入札・契約手続き運営委員会で業者の選定を行っております。

次に、別の発注方法を検討されていれば、その内容を聞きたいとの御質問でございますが、現在、当町の入札は、制限つき一般競争入札、指名競争入札の2つの方法で執行しており、その中でも建設工事においては、工事内容をかんがみ総合評価方式を試行しております。

なお、制限つき一般競争入札については、3月当初議会の中です承を得て、平成20年4月1日から宝達志水町事後審査型制限つき一般競争入札実施要綱に基づき、災害等の緊急に発注する工事を省き、予定価格5,000万円以上の工事について執行いたしております。具体的には、入札に参加する者に必要な条件を設定し、広く町のホームページ等で公告し、入札を執行する方法です。11月末現在で、3件執行いたしました。しかし、今回の事件を教訓に、下限価格の予定価格5,000万円の範囲拡大の方向で、現在検討しております。

また、落札価格だけでなく、工事の施行実績、工事成績、除雪等の地域貢献実績を評価して行う総合評価方式による入札についても、今後件数をふやすことを検討いたしております。

さらに、現在執行していない電子入札については、業者の方々にもインターネット等の環境設定を初め、設備投資を強いることとなるため、今後も引き続き慎重に導入について検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、御理解願いたいと思います。

以上です。

副議長（中谷浩之君） 3番 津田 勤君。

〔3番 津田 勤君 登壇〕

3番（津田 勤君） じゃ副町長にちょっとお伺いします。

さきの入札・契約手続き運営委員会の件なんでございますが、副町長をトップとしてこの委員会は動いていると思うんですが、この中身を、もちろん契約が済んだ後でもいいんですけれども、私らが聞いたときには、ちゃんとどんなような経緯でというのを報告してもらうことはできるんですか。どんな結果でここに契約したとかそういうことを、ちょっと言いにくい面もあるかと思うんですけれども、そこはどんなものでしょうか、ちょっとお聞きします。

副議長（中谷浩之君） 副町長 中江 映君。

〔副町長 中江 映君 登壇〕

副町長（中江 映君） 3番 津田議員の質問にお答えいたします。

まず、俗に、俗という言い方はおかしいんですが、指名委員会ということでまとめさせていただきますけれども、この委員会については、私がトップということで進めております。さきの収入役は、以前は入っておりましたけれども、その後の状況で収入役は、現在、メンバーではないということで位置づけをしております。

それから、中身のことについてのいわゆる選定の結果、あるいは入札の結果、それはすべて公表できますので、御質問いただければそれはお示しできると、こういうことでございます。

以上でございます。

副議長（中谷浩之君） 次に、1番 萩山恭子君。

〔1番 萩山恭子君 登壇〕

1番（萩山恭子君） 「国家の安泰は財政の安定なり」という言葉がございます。まさにこの言葉の重みを痛切に感じるきょうこのごろであり、町政ではなからうかと思っております。窮して初めて先人の言われし言葉の重みに深い思いをいただいておりますが、真摯にうなだれ、これまでのあり方におごりはなかったのかと静かに省みる年末であり、ま

た、来年に対する心構えとして、町財政について12月一般質問をさせていただきます。

押水町と志雄町両町が、2005年3月に合併して3年と10カ月たちました。この合併推進のための財政措置として、国は合併特例債を充当し、合併市町村が一体性のある行政体制の整備や速やかな新町の確立を図るため、合併年度及びこれに続く10カ年に限り、その財源として借り入れることのできる制度をつくりました。

我が町も合併特例債を活用し、さまざまな公共施設の整備といったハード事業の展開や、また、ソフト事業の実施をするための基金造成事業をも行っております。また、普通交付税措置として、合併後10年間は算定した普通交付税額の保証をされ、また、特別交付税措置などの支援事業もまた活用しておりますが、せんだって今年度の合併特例債の発行状況が報告されましたことについて質問をさせていただきます。

宝達志水町の合併特例債充当額は、66億7,000万円。そのうちこれまでの充当額進捗率は34.5%とのことですが、この充当された分についてその事業内容を御説明ください。

また、充当可能期間であります2014年度までに、残りの充当可能額をどうなさるおつもりでしょうか。すべてを活用するおつもりでしょうか。すべてでないにしても、活用する計画がございましたら、今後どのような使い道として発行していくのか。また、幾らほど充当させるのかお伺いいたします。

また、ちなみにこの合併特例債が充当できるのは、対象事業のおおむね95%で、さらにその元利償還金の70%が普通交付税によって措置されるとのことですが、措置率はおおむね66%ぐらいで、したがって対象事業の34%ほどが町の負担、住民の負担になるわけですから、今町の財政状態がどういう状態であるか、将来の財政運営を十分に見通す中で、合併後のまちづくりに本当に必要となる事業を厳選し、検討していくことは大切と存じます。

もし66億円活用したとして、将来負担になる分については、例えばいろいろやりくりの計画はあると存じますが、この厳しい財政状況の中、見通しは立つのでしょうか。町政は耐えていけるのでしょうか。町政の現状を厳しく見据えた上でお答えください。

と申しますのは、将来の借金返済を計画的に行うために積み立てている宝達志水町の減債基金は、2007年度末残高は14万円と、ないのと同じ現状で2008年度財政運営がスタートいたしました。町の財政レベルならば、せめて億単位の備えを必要とするのではないのでしょうか。もっともこれは、18年度事業で約1億円を使ったことによるものですが、それにしても心もとない残高と存じます。

また、財政調整基金は、決算時に生じた剰余金の半額以上は基金として積み立てるか、地方債の返済に充てるようにはしておりますが、急激な税の落ち込みや災害に備えるために大切な町の貯金です。ところが、2007年度末残高は、約3億5,000万円でしたが、20年度当初予算では、約1億5,000万円でございます。今後どのように基金の確保をお考えなのかお伺いたします。

次に、本年、総務省が、地方公共団体が国から高金利で借り入れた借金の繰上償還についての制度を発表いたしました。これは平成19年度から3カ年間の高金利借金の借りかえを認め、本来支払いの必要のある利子相当分の補償金が免除されるといううれしい制度でございますが、当町もこれを適用し、低金利の町債に幾つか借りかえを行いました。来年も適用可能であると存じますが、この制度をフルに活用できたらよいと思っております。来年もこの制度を利用できるのでしょうか。何か制限でもあるのでしょうか。

ちなみに、これまでに借りかえを行った事業費についての利息軽減は、およそ幾らになると試算しておられますか。お答えください。

また、この制度を利用した趣旨は理解できますが、それでは当町の19年度の一般会計の自由に使えるお金がどれくらいあるかの割合を示す経常収支比率が発表されましたが、99.7%の極めて厳しい状況でございます。入ったものが残らず出ていく、全く余裕のないやりくりの財政状況でございます。最も財政運営を難しくしているのが、過去の借金返済に充てる公債費や、団塊世代職員の退職手当や、介護保険費などを含む社会保障関係などの義務的経費の増大が拍車をかけているのが要因でもありますが、頼りとする地方交付税は、苦しい町の財政にこたえてくれる額ではなく、本年度はわずかにふえただけでございます。

今後、交付税が劇的に回復することを待っていても、余り希望は持てないように思えます。かといって、財政調整基金の取り崩しをいつまでも繰り返すことはできません。この硬直化しつつある財政状況をどのように立て直していくお考えなのか、質問をさせていただきます。

また、地方債の発行についても、平成18年度4月から、地方債の発行は許可制度から協議制度に移行され、これにより財政状況が健全な市や町は、地方債を発行するときに県知事に協議を行えば、その同意がなくても長があらかじめ議会に報告をすれば、地方債を発行することができるようになりました。これは地方公共団体の自主性をより高めるための制度移行でございますが、ところが、このような制度ができたのにもかかわらず、当町に

おきましては、自主性を発揮して地方債を発行し、事業を行うことができなくなりました。

平成17年度から19年度までの3カ年平均の実質公債費比率が、いわゆる全収入に対する借金返済の割合のことですが、18%以上になると財政の早期是正のため、一般許可団体に陥ります。この実質公債費比率が、宝達志水町では、平成17年、18年、19年度の3カ年平均で18.7%となり、知事の許可を受けなければ地方債を発行することができないという許可団体となったのでございます。

さらに、財政規模に対する将来負担すべき実質的な借金の大きさを示す将来負担比率に関しましては、これは一般会計や特別会計、一部事務組合、広域組合、設立法人、公社関係を含め、将来負担する可能性のある債務の比率のことですが、当町は293.6%と、県内19市町の中で最も高い比率でございました。

ただし、早期健全化比率の350%は下回っておりますけれども、これを単に我が町の負担すべき借金の大きさとするのではなく、宝達志水町住民の皆さんが、今後、これから将来必ず負担していくことになる借金であるのだということとして、認識を新たにいたしますれば、まだ大丈夫と、平気で県内一の借金負担率を抱えている場合ではないと存じます。

これらの比率が、今後横ばいであっても、当面下がる見通しが立たないとするならば、何としてでも、前倒ししてでも、滞っている行財政改革、計画事業の眠っている宝と申しますか、持ちぐされになりつつある財産のフル活用に、断固邁進せねばならないのではないかと存じます。今後の行財政改革計画に対する実行力と決意を、主な計画をお聞かせください。

もちろん、節電や事務費の節約など、あらゆる面での縮減を図っておられることは存じておりますが、厳しいようですが、これらはどこの御家庭にでもある節約術の1こまにすぎません。何と申しても財政の規模が違います。担いだ借金の規模が違います。細々節約することも大切ですが、いまだに生かして使うことのできない土地を何とかせねばならないと、真剣に考えて行動に移していただきたいものです。

簡単に申しますと、買った土地でも借金して買い求めた土地ならば、借金を返すことのできる土地にしてこそ、土地を買った意義があるとうことを町政の肝に銘じていただきたく存じます。

私は、昨年の6月定例議会一般質問におきまして、免田南部用地の企業誘致について、環境保全や農業の活性化に益する民間企業誘致の方向性を伺いましたが、1年6カ月余りあ

れから月日は流れました。もちろん、企業誘致の実現は、接触から数年はかかるものでございますが、そうこうするうちに今、世の中は、景気の後退によって自動車や機械関連企業の規模縮小や進出先からの撤退など、これらの企業誘致は甚だ困難な時代に突入いたしました。

また、この12月5日の新聞記事に、石川県の企業誘致戦略を環境分野にターゲットをシフトさせるという方針であるとの発表がございましたが、この件につきましても、環境事業を展開する企業の将来性を、やっと県も気づいての戦略の見直しかなと受けとめさせていただいております。

また、9日、きのうの新聞に、国土交通省北陸地方整備局は、景気悪化で倒産や厳しい経営状況に置かれる建設業者に異業種進出の支援を再度示し、農商工連携事業への参加を促進しているとの内容がありましたが、このことにつけても、一般企業の農業参入に対し、その誘致に積極的な協力関係を築くことが喫緊の課題となってきております。

ところで、免田用地は、企業誘致の申請をたしか本年なさる旨報告があったように記憶いたしておりますが、方向性は見えますが、その先の確かさが伝わっておりません。現状をお伺いいたします。

また、町が有する土地などの利用を含め、19年度より企業誘致促進研究会を幾度となく開催なさっているにもかかわらず、中間報告や、ましてや最終報告もないまま解散となったというのはどういうことなのでしょうか。これこそ、費やしたエネルギーと予算の無駄遣いといしか言いようがありません。このことを御明確に御説明ください。

さて、政府の来年度予算編成のため、実際に査定をし、予算案をつくって作成しているのは財務省で、エリート中のエリートが集まる主計局のお仕事でございますが、シーリングと折衝を重ね、1月の通常国会に出せるよう徹夜の日々だと存じます。

国の赤字財政に歯どめをかけつつ、しかも膨れ上がる社会保障費の確保をせねばならないことや、道路特定財源を一般財源化するものの、道路整備を含む公共事業に使い道を限定した新交付金とする方針など、また一方では、これとは別に、首相が、地方が自由に使えるお金を1兆円出すと発言し、地方交付税として増額するのかもしれないかなど、右を向いても左を向いても激しく反対される状況の中、最終調整に入っていることと存じます。

当町におきましても、規模こそ違え、同じ思いで臨んでおられることと存じますが、12月末ごろには政府の予算の原案内示はあるものの、交付税に喜んで飛びついて、その場しのぎの来年度予算策定にならないよう、むしろ前年度と変わらない財政規模と想定し、政

府の動きに振り回されない財政計画を打ち出していくべきと存じます。当町におきましては、節約を財政の心に置いて、しかも本当に必要なものは必要とし、蓄えるべきは蓄えるということの基本姿勢としてお持ちのこととは存じますが、今の財政状況では、より厳しく持たなければならないのではないのでしょうか。

また、企業的な視点ではございますが、収入をふやす手だてはないものか。わずかでも収入をふやすことは大切なことではないかと思っております。節約ももちろん大切でございます。ふやすという視点で財政を考えますに、来年度の主要施策には町政の生き残りをかけて、使ったお金で物も心も豊かになれる事業を2つでも3つでも打ち出していただきたい。それほど厳しさを持っていただきたいと存じますが、お聞かせください。

最後に、年末に当たり、宝達志水町町政がことしはおかげさまで無事でありましたと言えるかどうか。あらゆる反省の念を持ってことし1年を振り返りますれば、無事ということの大切さをかみしめて、来年の町政には二度と悔いを残すことなき運営を、行政も議会も心がけ、奮起して邁進せねばならないと存じますが、町長の所信をお伺いいたしまして質問を終わらせていただきます。

副議長（中谷浩之君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 1番 萩山議員の御質問にお答えいたします。

大変貴重な忠告も交えての質問であったかと思えます。

まず、最初に、財政問題でございますけれども、これも先ほどの提案理由の説明でも私申したとおり、大変厳しいということは認識しておりますし、職員一丸となって、こういう厳しい時期にはどう取り組むかということも指示してありますので、それなりの自覚は持っていると思えます。

まず、御指摘の合併特例債についてでございますけれども、将来的な数字、あるいはまた数字の伴ったものにつきましては、担当課長から説明させるといたしまして、総体的にお答えさせていただきます。

御指摘のとおり、合併特例債は、他の起債と比べて有利なのは事実であります。しかし、あくまでも借金であります。御指摘のとおりであります。後々の年度に負担のかからないこともやはり考慮して、事業というものは実施、展開していかなければいけないということと考えております。内容、あるいはまた事業費を十分に精査した上で、やはりその事業を決定していかなければいけないのではないかと考えております。

現在、計画されている事業は、どれとて現在の宝達志水町にとって欠くことのできない重要な事業であります。そんな中で財政が厳しいというのは、まことに大変な時代だなという実感を持っております。実施するためには、やはり他の事業の延期も考えられますし、場合によっては規模の縮小など、やはり大胆な行財政改革を覚悟しなければいけないと。これは行政だけ覚悟してもいけないわけでございます。議会の皆さん方、あるいはまた町民の皆さん方にも、こういった内容を十分に知っていただきながらやっていかなければいけない大きな問題ではないかなと思います。

財政のやりくりと行財政改革計画についてでございますが、本町のそれぞれ指摘された各指標は、県内、全国の中でも大変厳しい状況であるということは、御指摘のとおり私も受けとめております。

この厳しい財政状況再生のために、まずやらなければいけないことは、やはり徹底したコスト削減、同じような、何回も言うような言葉になりますけれども、真に必要な事業を選択する財政規律、これをやはり高めなければいけないと。何でもかんでもやるというんじゃなくして、そういったこともやはり高めなければいけないと考えておりますし、また、町民の皆さん方に対しても、財政状況を公表するとともに、現在も公表しておるわけでございますけれども、まだまだ全町民の方々に知っていただけないんじゃないかなと思います。広報、あるいはまたケーブルテレビ等で、順次、町民の皆さん方に財政状況を公表しているわけでございますけれども、まだまだ住民の皆さん方に行き届いていないんじゃないかなと、こう思っております。

やはり必要なサービスに対する住民の皆さん方の負担についても、検討していかねばいけないと。今までの住民の皆さん方の負担でいいのか、あるいはもっとふやさなければいけないのか等も、それぞれ事業によって考慮していかねばいけない。そして、これまでにない大胆な行財政改革を断行する以外にないと考えております。

最後に、来年に向けての所信ということですが、本町がやはり合併して5年目に当たるわけでございますので、将来の宝達志水町のことを考えていかなければいけないわけであり、先ほどから繰り返して申し上げておりますとおり、財政の健全化、これをやはり第1に優先すべきことではないかなと思います。

したがって、くどいようですが、引き続き行財政改革、これをやはり大綱の趣旨にのっとり、大胆かつ徹底的にやらなければいけないと。そしてまた第1次宝達志水町総合計画に掲げる政策もやはりやらなければ、何のための計画だったということになりますので、

これはやはり大変厳しい中でございますけれども、議会並びに町民の皆さん方に御協力、あるいはまた御理解を賜りながら進めていかなければならない問題ではないかなと思います。

また、企業誘致につきましては、担当課長のほうから現在の状況について説明いたします。

また、特例債の考え方につきましても、財政課長、総務課長からあわせて数字的なものを答弁させていただきたいと思います。

以上です。

副議長（中谷浩之君） 総務課長 北山茂夫君。

〔総務課長 北山茂夫君 登壇〕

総務課長（北山茂夫君） それでは、1番 萩山議員の御質問にお答えいたします。

私からは、行財政改革の中で大きな柱の一つでございます職員の定員適正化計画についてお答えいたします。

本計画は、合併後の平成18年3月に策定いたしております。その内容といたしましては、新町が発足して間もない平成17年4月1日の職員数301人を基準といたしまして、平成22年4月1日までの5年間で19人を削減し、総数で282人体制にするというものでございました。

そこで、現在までの進捗状況でございますが、本年4月1日までの3年間で、勤奨によります退職者が多くあったことや、退職者の補充を行わなかったことによりまして、既に22人の減となり、総数で279人の体制となっております。この数字は、当初計画よりも期間にして2年早く、削減目標人数を3人上回っております。そこで、今後も定員削減に努め、計画最終年度の平成22年度には、職員総数で267人になりたいというふうに考えております。

削減目標につきましても、トータルで目標を15人上回り、34人の削減を達成したいというふうに今考えているところでございます。さらに、平成23年度以降の削減計画でございますが、23年度は5人の退職予定ということで、やや少な目となっておりますが、翌24年度から本町における団塊世代の大量退職が本格的ということになります。以後、27年度までの4年間で毎年15人、トータルで60人程度の退職が見込まれているところでございます。

この結果、職員総数も、このままでは平成27年度には202人になるということが想定されますが、この202人の中には、本来定員管理にはなじまない志雄病院等の医師を初めと

する病院職員が75名含まれております。これらを除きますと、実質的な職員数は、数字上では125人になるということです。

そこで、この125人という数字ですが、これは平成27年度までに職員を1人も採用しなかった場合の数字でございます。さすがにこの人数では、事務の執行や今後の人事管理に支障が出るのが予想されますので、平成23年度におきまして、第2次の定員適正化計画を策定の上、事務に支障が出ないように23年度以降、必要最小限の採用は行っていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

また、先ほど御質問の中にございました退職手当につきましては、本町は退職手当組合に加入いたしておきまして、毎年一定金額を積み立てております。そして、この積み立てた中から、その年の退職人数に応じまして組合から退職金として支給されておりますことから、退職者がこの年にふえたとか減ったとあって、その退職手当の支払いのために直ちに予算編成に困るということはありません。

ただ、今後は、退職者が今ほどお話しいたしましたようにふえますので、削減されます人件費の一部を今度は退職手当組合に積み立てて、今後いかなければならないというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で私の答弁を終わります。

副議長（中谷浩之君） 企画財政課長 太田永作君。

〔企画財政課長 太田永作君 登壇〕

企画財政課長（太田永作君） 1番 萩山議員の御質問にお答えいたします。

多岐にわたる御質問でありますので、少し長くなりますが、順次答弁させていただきます。

まず、第1点目の合併特例債についてですが、本町の合併特例債の充当可能額は、建設事業分として56億円、基金造成分として10億7,000万円、合計で66億7,000万円となっております。そこで、御質問の、これまでの充当した事業でございますが、平成20年度申請分を含めると、建設事業分で20億5,000万円、基金造成分で4億8,000万円を充当しております。

なお、具体的には、建設事業分の内訳は、ケーブルテレビ整備に7億5,000万円、押水第一小学校・相見小学校・志雄小学校の食堂棟整備に5億円、広域農道整備・ほ場整備等の県営事業負担金に3億円、小学校体育館耐震・大規模改造に2億7,000万円、岡部家保存事業に8,000万円、その他アクセス道路や相見保育所改築の用地取得などに1億5,000万

円となっております。

また、平成21年度以降の充当予定につきましては、現段階の計画ではございますが、相見保育所改築事業に6億2,000万円、宝達小学校食堂棟整備に1億6,000万円、岡部家保存整備事業に1億5,000万円、ほ場整備事業負担金に1億3,000万円、アクセス道路整備に1億円で、合計で11億6,000万円となっております。

これまでに起債した20億5,000万円と合わせて32億1,000万円が充当されたことになり、現段階では、残りが23億9,000万円ということになります。しかし、これにつきましては、統合中学校の財源としても考えていかなければならないことから、今ほど申し上げた事業をすべて実施し、かつ統合中学校の建設事業次第では、ほぼ満額を充当しなければならないと考えております。

次に、大きな2点目の繰上償還についてでございますが、減債基金の額でございますけれども、平成18年度の本町の類似団体における減債基金の平均残高は、およそ1億円となっております。本町でもそれくらいの蓄えは当然必要と考えておりますが、合併以降は毎年、財政調整基金を取り崩して決算をしておりますので、行財政改革を推進し、まず、基金に頼らない予算編成をし、さらに、余裕が出た場合には、財政調整基金や減債基金に積み立てたいと考えております。

次に、来年度も借りがえ制度を利用できるかという御質問でございますが、一般会計、水道事業会計、下水道事業会計の3つの会計については、平成19年度に財政健全化計画並びに公営企業経営健全化計画を総務省及び財務省に提出しております。3年度分、19、20、21年度の繰上償還について承認をいただいております。

また、志雄病院事業会計についても、今年度、公営企業経営健全化計画を提出し、2カ年度分（20、21）の承認をいただいております。したがって、この計画に記載されております行財政改革を着実に実行していけば、来年度においてもこの制度は利用できるものと認識をしております。

次に、合併後、これまで借りがえを行った事業の利息軽減額につきましては、平成19年度3月末に償還したものと、今年度9月末に償還したものの合計で、一般会計で230万円、水道事業会計で330万円、下水道事業会計で750万円、合計で1,310万円となっております。

次に、3点目の財政のやりくりと4点目の行財政改革計画につきましては、関連がありますので、あわせて答弁させていただきます。

御承知のとおり、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、平成18年度の97.9%から平

成19年度は石川県内自治体で2番目に悪い99.7%となり、投資的経費に財源を回す余裕のない町財政の現状が浮き彫りになりました。そのため、財政の硬直化が年々進行し、大変厳しい財政運営となっていることを認識しております。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行により、平成19年度以降、各種指標の公表が義務づけられ、財政健全化判断比率のうち、実質公債費比率は、地方債発行が許可となる18%を超える18.7%。さらに、将来負担比率は県内で最も悪く、全国の1,700余りの自治体の中でも、下から24番目の293.6%となるなど、財政運営は極めて危険な状態になっております。

一方、歳入の約4割を占める地方交付税にあっては、合併後10年間は旧町で交付されていた算定方法により交付されることになっておりました。しかし、国の三位一体の改革により、平成17年度と平成19年度を比較した場合、1億5,000万円が減少し、合併後10年間を経過した後は、段階的に交付税が引き下げられ、合併後15年後にはさらに5億円以上、合計で6億5,000万円以上の交付税が減少すると予想されております。

さらに、財政調整基金についても、基金残高がこの12月補正後では、約7,500万円となり、このような枯渇状態の中では、来年度の予算編成どころか冬期間の豪雪や災害にも対応できない大変危険な状態にあります。

先ほど、町長答弁にもありましたが、このような非常事態にある財政状況を再生するためには、徹底した行財政改革の断行と町民の皆さんの協力と理解が必要かと認識しております。

その対策といたしまして、現在の財政状況を見据えた、身の丈に合った財政運営が必要であると考えており、1つ目に、各事業の廃止、休止、縮減。2つ目には、早急な公共施設の統廃合。3つ目には、職員定数の適正化、4つ目には、投資的経費の縮減。5つ目には、各種補助金の見直し、6つ目には、受益者負担の見直しなどを念頭に置き、職員一丸となり、知恵と工夫を凝らし、大胆かつ徹底した行財政改革が必要かと考えております。

具体的には、1つ目に、役場庁舎、保育所、中学校の統廃合、その他公共施設の指定管理の検討、実施。2つ目に、退職者の不補充。3つ目に、町有地等の売却、貸し付けの推進。4つ目に、公共施設の使用料、各種事業による地元負担金等の見直し。5つ目に、交通政策事業の見直し。6つ目に、道路整備事業の縮減。7つ目に、納税組合報償費の見直し。8つ目に、県営事業の縮減などを予定しております。

なお、各課の主な計画でございますが、現在、平成21年度当初予算の中で精査をさせて

いただいておりますので、御了承のほどお願いいたします。

次に、御指摘のあった企業誘致適正化申請でございますが、内容につきましては、工場適地調査は、工場立地の適正化を図るため、各地域にどのような工場適地があり、その自然条件及び立地条件はいかなるものであるかを詳細かつ正確に調査するものであります。そして、その結果を石川県の工場立地調査簿とホームページに掲載をし、工場を設置しようとする者の利用に供しようとするものであります。

そこで、御指摘の免田用地でございますが、現在、工場適地として申請作業を進めておるところでございますが、膨大な用地の中には、工場適地として適さない用地があり、それが解決次第、申請を行う予定にしております。

また、企業誘致促進研究会につきましては、平成19年度に5回開催し、内容につきましては、企業誘致に該当すると思われる町有地の確認、本町の誘致企業の紹介及び視察等が主な事業でございました。その内容について議会等に報告がなかったことについては、大変申しわけなく思っております。速やかに報告させていただきますので御承願います。

次に、収入をふやすための主要施策についてでございますが、これまでも継続をしてきました企業誘致活動を積極的に推進し、町有地等を売却し、財産収入、町税等の収入確保に努めたいと考えております。

また、将来的には、町単独事業における、くどいようですが地元負担の見直し、公共施設の使用料や町営駐車場の使用料も検討したいと考えておりますので、御理解のほどを賜りたいと思います。

以上です。

副議長（中谷浩之君） 次に、9番 北本俊一君。

〔9番 北本俊一君 登壇〕

9番（北本俊一君） きょうは、本当に大勢の方で傍聴席がいっぱいでございます。前町長の中西さん、そして前議員の畑谷さん、そして報道陣の皆さん、大変御苦労さまでございます。

私は、3点について質問させていただきたいと思います。

まず、第1点目として、ふるさと農道についてであります。

私が、2年ほど前にもこの件について質問いたしましたが、思ったほどの進展もなく今現在に至っております。農道整備事業は、合併の以前に着工して残すところ、あと830メートルであります。19年度予算で260メートルの区間を用地買収をし、20年度はサ之部207

メートルの区間の用地確定にとどまり、用地買収もせず、進展が見受けられません。いまだ用地の確定に至っておらない区間の見通しと今後の進捗をお聞かせ願いたいと思います。

次に、第2点目として、中学校建設についてであります。

中学校建設は、合併後の大事な事業の一つであります。将来の子供のためにも、ぜひとも建設をしなければならない事業だと思っております。平成19年の12月21日に中学校建設特別委員会を設置して、平成20年度に入って1月30日、3月19日、7月31日、そして9月29日の計4回の建設特別委員会を開催いたしました。第1回目は、生徒数の推移状況等の説明、第2回目は、両中学校の校長、教育委員を含め、津幡南中、河北台中を視察いたしました。第3回目は、福井県坂井市の丸岡中学校を視察いたしました。第4回目は、所要室の配置と校舎面積の概算等の説明を受けました。

計4回の委員会を踏まえて、円滑な事業展開を行うためにも事務局の設置が急務だと思います。設置に向けてお考えがあるのかお聞かせ願いたいと思います。

次に、第3点目として、町政運営の基本姿勢についてお聞きしたいと思います。

合併後の本町の町長に就任して、3年9カ月が経過したわけであります。町長の公約といたしまして、利用者の視点に立った生活基盤の整備、産業振興の整備と支援、地域が一体となって支える健康福祉のまちづくり、学力・体力・豊かな心を養う教育の実現、情報公開と説明責任の徹底、行財政改革を積極的に推進、町民の広域的ニーズに対応する広域行政を積極的に推進する、以上7点の重点政策を掲げた中で、達成できたもの、できなかったもの、これから行うものがあると思いますが、全体を振り返って自分自身の評価をするとしたら何点になるのかお聞きしたいと思います。

また、この厳しい財政状況の中で行ってきた事業はたくさんあると思いますが、下水道の整備、ケーブルテレビの放送事業、企業誘致ではバイオマス発電所、NTNの宝達志水製作所の誘致、次代を担う子供たちのために老朽化した相見保育所の用地取得、教育環境整備として、志雄小、相見小食堂棟の新築、今現在着手している第一小学校の食堂棟の工事など、数多くの事業をやってきたわけであります。この間、町政運営をする中で、大変苦慮されたと思いますが、今後の基本姿勢と次年度に向けての所信をお聞かせ願いたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

副議長（中谷浩之君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 9番 北本議員の質問にお答えいたします。

1点目のふるさと農道についてでございます。

本事業につきましては、合併以前に着工していますが、御指摘のようにまだ完成に至っておりません。このことから、事業の進捗と今後の見通しについての御質問ですが、この道路は、免田地内の国道249号を起点とし、能登有料道路の米出インターチェンジ付近に至る総延長2,160メートルの道路が計画されてきたわけございまして、平成6年度の着工以来、これまでに総延長の約60%、1,300メートル余りが供用開始されております。

また、この道路につきましては、御指摘のとおり地域農産物の流通合理化を初め、産業並びに住民の生活道路であり、地域の基幹道路として計画したものであり、地域振興に大いに寄与する道路であると認識しております。

よって、お尋ねのあったとおり、事業着手以来15年余りが経過した現在においても、全線供用開始されていないことは、私もまことに残念なことでありますが、その大きな要因といたしましては、もちろん財政的なこともございますが、計画地の複雑な土地の権利関係にもあるとお聞きしております。

町といたしましても、限られた予算の中で一刻も早い供用開始をすべく努力いたしておりますが、問題解決には、やはり地元の協力なくしてこれまた実施できるものではありません。今後とも協力いただきながら着実に完成を目指していきたいと、こう考えております。

見直し並びに今後の計画につきましては、所管の課長から答弁をさせますので、御了承賜りたいと思います。

次に、2点目、統合中学校の建設についてでございます。

新町建設計画並びに町総合計画に掲げられたとおり、今後町の重要事業の一つとして取り組まなければならない大事業であります。

御承知のとおり、この事業の重要性から、昨年12月定例会において、議会内に中学校建設特別委員会を組織していただきました。当委員会は、これまでに先進3市町の中学校を視察するとともに、既に4回の委員会を開催し、鋭意検討を進められてきているところであります。

また、国のほうでは、学校の安心実現のための緊急総合経済対策を打ち出し、小中学校施設の耐震化を早期に完了するよう各自治体に強く求めております。本町の中学校建設はまさに喫緊の課題であると考えております。

このような情勢から、御指摘のように、統合中学校の建設計画を推し進め、計画年次までに建設を完了させるためには、やはりその推進母体となる事務体制を敷かなければいけないと、そして円滑な事業展開をしていかなければいけないと考えております。

中学校統合整備に係る所管事務は、建設構想など計画立案の段階から相当の事務量が予想される一方、学校施設としてやはりソフト・ハード両面に及ぶ専門的な知識が求められてくると思います。中学校建設特別委員会における審議の進展に歩調を合わせて、来るべき時期に必要な専任スタッフを配置した事務体制づくりが必要だと、こう考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

次に、町政運営に当たっての基本姿勢についてであります。私は、宝達志水町町長として就任以来、まずやはり町民の融和が第1だということで、今日まで町民の融和を考えてきました。宝達志水町の地域に根差し、この地域に生きる私たちが、力を合わせてこの地に本当に必要な行政施策を展開し、そしてこの地域にあるものをやはり生かさなければいけない、すなわち宝達志水町イズムを掲げたまちづくりに取り組んできました。

御指摘のとおり、私の7つの重点項目を掲げてきたわけでございます。もちろん生活環境整備、これはやはり地域格差を是正しなければいけないという中で、生活環境整備にも取り組んできました。もちろん情報格差、あるいはまたテレビの難視聴地帯、あるいは携帯電話の不感地帯を解消するためにケーブルの設置ということで、全町へケーブルの配信をしてきましたし、また、道路網の整備ということで、必要な道路は整備してまいったと思っております。

そしてまた、全部申し上げますと大変長くなりますので、2点目の産業振興につきましても、企業誘致に努めてきました。御指摘のとおり、2社の企業も進出を決定いたしましたし、やはり産業基盤の整備ということで、おくらしている地域の農業基盤整備もやらなければいけないということで、現在、鋭意取り組んでおります。

また、行財政改革、これは徹底してやらなければいかんということで、私みずからも行財政改革の先頭に立って今日まで来たわけでございます。施設の統廃合のめどのついたものもありますし、今後進めていかなければいけないものも多くあるわけでございます。これはしっかりとやらなければいけないと考えております。

教育環境、これは将来の地域を担うのは子供たちでございます。後の福祉にも関係ございますけれども、やはり乳幼児からの教育が必要だということで保育所、これは特に保育所の充実を図らなければいけないということで、志雄地区の保育所はもちろんのこと、押

水地区の保育所が老朽化しております。相見保育所の建設に向けても、今回の定例会で用地の取得費を皆さん方に御提案を申したわけですが、来年度に向けて、そして再来年度に向けて完成を予定しております。これもやらなければいけないということで、大変財政が厳しい中でございますけれども、皆さん方に応援していただきまして結果が見えてきました。

学校はもちろん、小学校の耐震、これは全部終わりました。小学校5校とも耐震は全部震度7以上に耐えるような耐震工事を行いました。昨年、押水地区の3小学校の体育館も完成いたしました。現在、食農教育が大切だということで、それぞれ相見小学校は建設済み、第一小学校を今年度から来年度にかけて建設ということで、もう既に着工しております、来年に完成する予定です。残ったのは宝達小学校でございますけれども、先ほどの担当課長の中でも、要するに合併特例債の計画として宝達小学校の食堂棟も掲げておりました。そんなことで、やはり環境整備は着々と進めてきました。

そしてまた情報公開、これもやはりケーブルテレビを通じたり、いろんな形で情報公開もやっております。

そして、福祉施策、これはもう既に我が町にとって大変大切な福祉施策として、デマンドタクシーというのを取り入れております。そういった中で、今後やはりまだまだ、先ほど申したとおり、福祉施策は保育所も入っているわけでございますので、保育所のさらなる充実整備を図りながら取り組んでいきたいと、こう考えております。

また、広域行政、これはしっかりと私も広域行政には目を向けております。もちろん羽昨市との人事交流も3年前からやっておりますし、これはもう広域行政とあわせて、これからしっかりとこの町と地域の自治体との融和を図っていかなければいけない時代だと、こう考えております。

それぞれ私の掲げた7項目につきましては、どれかの項目は必ず実行してきました。3年7カ月の間で、議会の皆さん方、町民の皆さん方の御理解をいただきながら実行してまいったわけでございます。しかし、私の思いを完遂したわけではございません。まだまだ宝達志水町にとって、やらなければならない問題は多々たくさんあるわけでございます。

もちろん、下水道の整備も終わったわけではございませんし、そしてまた、さらにこれからの行財政改革、これも終わったわけではございません。そしてまた、これからの大変大切な少子化に向けての、子供さんたちを預かるこの施設を充実しなければいけないということも残っております。そしてまた、まず町民の融和を図るためには、中学校が1つに

ならなければ、その町をやはり子供が愛せないということで、現在、中学校もやらなければいけないという大きな問題があるわけですが、これはやはりなかなか財政的な問題もございまして、今後それぞれ議会の皆さん方と、あるいはまた町民の皆さん方の理解をいただきながら進めていかなければいけない問題ではないかなと思っております。

また、広域的な観点からは、159号線の道路の要するに事業も採択になりました。そしてまた、なぎさドライブウエー、この海岸線の調査費もつきました。そんな意味におきまして、私は皆さん方の御協力をちょうだいして、この3年9カ月にかんりの実績を上げてきたと自負しております。しかし、残念ながら、9月にあのような収入役の件が発生しましたので、それを棒引きにしますと、私は何点かと言われれば、点数はないと考えております。

そんな中で、今後のことをどうするのかという発言でもあったかと思えます。私は、先ほどの答弁にも何度か皆さん方に答弁してきました。一職員、あるいはまた主幹、係長、担当課長、課長のそれぞれの起こしたことについては、それなりの責任のとり方はあると思えます。

しかし、いやしくも旧町の総務課長、新町の総務課長、そして、それを見抜けずに収入役に任命した責任は、私は町長にあると思えます。そして、絶えず全町民の皆さん方、あるいは機会あるごとに、責任は明確にするとしてきた言葉が私にあります。町民にやはり町長はうそをついてはいけません。しっかりと、やはり町民の皆さん方に町長は姿勢を示すのが筋だと私は考えております。

今後、町長たる者は、やはり町民に、皆さん方に訴えてきたことは着実に守らなければいけないと私は考えております。そんな観点から、来春の町長選には私は出馬いたしません。しかし、今後残されたこの3カ月、これはしっかりとこの汚名を挽回すべく、全力を挙げて取り組まなければならないのが私の仕事でございます。

議会の皆さん方とともに、町民の皆さん方とともに、この失墜した信頼回復のために、今後、私に与えられた期間を全力で邁進したいと、こう考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げまして私の答弁を終わらせていただきます。

副議長（中谷浩之君） 農林水産課長 鍛冶一良君。

〔農林水産課長 鍛冶一良君 登壇〕

農林水産課長（鍛冶一良君） 9番 北本議員の御質問にお答えいたします。

私からは、ふるさと農道の今後の見通し等について御説明させていただきます。

北本議員は、十分御承知のことであろうかなと思いますが、改めて御説明をさせていただきます。まず、計画の総延長2,160メートルに対しまして、未施工区間830メートルは、能登有料道路に平行し、保安林を縦走する線形を描いております。さらに、当該土地のすべてが5名から6名の共有財産になっており、しかも大多数の土地がいまだに相続登記がされていないという状況にあります。

このような中、町といたしましては、これまでに土地所有者に対しては、権利関係の整理、地元集落に対しましては、関係者への連絡・調整などの御協力をいただきながら、施工可能な箇所から事業を進めてまいりました。

しかしながら、今後の事業、特に用地買収に当たりましては、今ほど申し上げましたとおり、土地の権利関係の整理が第一優先であり、土地所有者はもちろんのこと関係集落のさらなる御協力をいただく必要がございます。

何分、権利関係のことでございますので、一朝一夕に処理できる問題ではなく、長い期間を要すると思われませんが、町といたしましては計画を変更することなく、一日も早い完成を目指して事業を継続してまいりたいと考えております。

この農道は、まさに地域振興に大きな寄与をするものであり、今後とも関係集落と協議を進めながら進めていくことといたしております。

議員におかれましては、これら事情を御賢察いただきたくお願い申し上げます。

答弁を終わります。

副議長（中谷浩之君） 9番 北本俊一君。

〔9番 北本俊一君 登壇〕

9番（北本俊一君） 第1点目のふるさと農道についてであります。行政ばかりに押しつけるのではなく、地域、区民が協力して進めていかななくてはならないと思っております。何分にも地域住民の長年の念願事項でもございます。そのためにも、来年度に向けて予算編成に当たってはお願いしたいと、予算をつけていただきたいというふうに思っております。

そして、第2点目として、中学校の建設なんですけれども、合併特例債が切れる25年度までには建設しなくてはならないと思っております。将来の子、孫に残すためにも、つくらなくてはならないものは、お金をかけてもつくらなくてはならないと思っております。そのためにも、来年度予算の編成に当たって、早急に事務局の設置と予算化をお願いしたいと思っております。

そして、最後に3点目でございます。非常に残念な答弁でございます。この将来の宝達志水町の行く末のためにも、本当に生まれて住んでよかったと思えるまちづくりのためにも、ぜひとも後継者をつくっていただきたいと思います。答弁は結構です。

以上でございます。

副議長（中谷浩之君） 一般質問の途中でありますが、昼食のため暫時休憩します。

なお、午後は1時15分から会議を開きます。

午後12時04分休憩

午後1時17分再開

議長（近岡義治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、2番 柴田 捷君。

〔2番 柴田 捷君 登壇〕

2番（柴田 捷君） 今定例会の一般質問も、午後ともなりますといささかお疲れも出るころかなというふうに思っておりますけれども、よろしく願いをいたします。

それでは、私は3点について御質問したいと思います。

まず、本町の交通政策についてお尋ねいたします。

本町における住民の交通政策につきましては、現在、バスについては、志雄地区で清水原、所司原、南邑知コースを巡回する「のらんちゴー」、押水地区では、押水・宝達線で運行するかほく市営バス、志雄地区と羽咋地区で羽咋・余喜コース、粟ノ保コースを運行し、相互乗り入れしている羽咋市循環バス、JR羽咋駅から国道159号、249号を経て、かほく市高松までを運行する路線バス、そして町内の全域を5エリアに分けて運行するデマンドタクシーがあります。

こうした中で、かほく市営バスにつきましては、本町が運営から脱退することに伴い、本定例会におきまして、かほく市営バス事業押水・宝達線運行に関する事務の委託についての廃止について提案がされております。

また、新聞報道によりますと、北鉄能登バスが運行しています路線バスは、路線数、乗客数の減少により廃止になると報道され、あわせて赤字が財政を圧迫しているとして、羽咋市循環バスの宝達志水町への乗り入れの中止、さらには町内循環バス「のらんちゴー」の廃止が検討されており、今後、町民の足はデマンドタクシーのみになるようですが、町民の足の確保についてお尋ねします。

デマンドタクシーは、平成17年度までは志雄地区で運行し、平成18年度から押水地区にも運用エリアを拡大し、高齢者や車を運転しない住民の日常生活を支える地域の足として、全町で運行され、町民からは、気軽に外出できるようになったと喜んでいただいているようであります。

ところが、今回の路線バスや巡回バス、さらには循環バスの廃止等によって、町民からは、羽咋市内の病院へ通院やかかりつけ医の通院もできなくなる。日常生活の日用品や食料品の買い出しにも行けなくなる。羽咋市では年寄りの大切な移動手段であり、多くの人に利用してもらいたいとして「るんるんバス」を100円に値下げするのに、本町ではことしからデマンドタクシーの料金を500円に値上げし、さらに来年度はバスを廃止するらしい。町内にある温泉施設に行くにも、タクシー代が1,000円もかかる。高齢者や車のない住民をどうしようとするのかと町民の切実な意見が寄せられております。

そこで、各バスの利用状況、当町の負担金額、収支状況など、財政に及ぼす影響についてお尋ねいたします。

また、今年4月から、デマンドタクシーの利用料金を500円に値上げしましたがけれども、値上げによってどのような効果が出たのか。また、デメリットはどうであったのでしょうか。

次に、先ほどの町民の意見にもありましたように、合併時の住民意向調査によりますと、住民の行動範囲では、羽咋市のウエートが高く、通院が23.4%、日々の食料品の買い物が36.8%、日用品の買い物が46.9%となっております。この結果が、すべて高齢者や車のない町民に当てはまるとは限りませんが、傾向は間違っていないと思っております。

このように、羽咋市へ行きたい町民の意向を考え、デマンドタクシーの羽咋市内への乗り入れができないでしょうか。高齢者や車のない弱い立場の方々を思いやることも大切と思うところであります。

また、デマンドタクシーの利用料金については、運行事業の収支差が町の財政を圧迫していることについては、一定の理解はしておりますが、ひとり暮らしの高齢者や体が不自由な方々などが外出しやすいように、一定の条件のもと、料金の減額または免除の措置ができないでしょうか。足元のよくない町民や、高齢者の方々が自由に外出できるように温かい手を差し伸べていただき、また、多くの町民が利用しやすい運行体制をつくり、暮らしに欠かせぬ地域の足を確保していくことが、町の発展につながっていくものと思っております。

次に、企業誘致に伴う定住者の確保についてお尋ねいたします。

昨年3月に策定されました当町の第1次総合計画では、本町の人口について、平成22年度には1万4,700人と推定し、計画の最終年度の平成28年度には、1万4,000人を下回らないように設定し、10年間の基本計画を策定しております。

当町の人口の推移につきましては、先週12月2日の新聞によりますと、11月1日現在の県、市、町の人口と世帯推計について報道があり、当町の人口は、前年同月比164人減の1万4,735人になっており、年々減少傾向にあります。このまま推移すれば、22年度は1万4,700人を切り、28年度には1万3,000人台になってしまうのではないかと心配しているところでありますが、企業誘致に伴う定住者の確保についてお尋ねいたします。

現在、建設が進められております企業誘致の株式会社NTN宝達志水製作所は、来年10月に操業開始予定と聞いており、従業員の2次募集も終わり、着々と準備が整えられているようであります。従業員については、109名の予定と聞いておりますが、地元採用者のほかに、親元や家族から離れ単身赴任する方、来春学校を卒業し、いわゆる独身寮などに入居を希望する新卒者、親会社から派遣される幹部社員など、いかに宝達志水町に居住してもらうかが企業誘致のもう一つの大きな目的であります。従業員の居住は、町の活性化に大いに役立つものと考えからであります。

住宅を新築される幹部社員や従業員には、利便性を考慮した住宅敷地を格安であっせんし、また、集合住宅や独身寮の建設用地を無償提供することも必要と考えるところであります。優秀な一流企業を誘致したわけですから、ぜひ従業員に本町に居住していただき、定住人口の維持・拡大に万全の対策を期待するものであります。

そこで、企業誘致に当たって、町として幹部社員を含む従業員の住宅確保についてどのようなお考えをお持ちなのでしょうか。

次に、NTN宝達志水製作所から、従業員等の宿舍の確保について何らかの依頼や要望、または要請などがありましたでしょうか。あったとすれば、どのように対処されたのか、またはされようとお考えなのかお尋ねいたします。

また、従業員等に本町に居住していただくために、これまでの取り組み状況と今後の取り組み方をあわせてお尋ねいたします。

次に、行財政改革の推進についてであります。先ほど萩山議員が述べられましたように、行財政改革が極めて重要であることにつきましては、私も同感であります。行財政改革の推進につきましては、今さら申し上げるまでもなく、国の三位一体改革によって地方

自治体の財政を圧迫し、とりわけ本町の財政状況は極めて厳しいものになっております。平成18年3月に策定した行財政改革大綱は、本年度は5カ年計画の中間年度であることから、大綱の実施状況の総点検と見直しが行われ、先月17日に行財政改革審議会に諮られ、今後の計画が策定されたというふうに聞いております。このことにつきましては、本町のホームページでも公表されているところであります。

行財政改革の内容を確実に実行し、財政基盤を強化することが重要と考えており、町執行部、議会、そして町政にかかわる者が町民の目線に立って前向きに取り組むことが必要と思っております。中でも、中野町長には不退転の決意を持って、町民の幸せな生活の基盤づくりのために、今後とも目標達成に向けた積極的な取り組みを期待するものであります。

また、これらを実施する組織にあっては、機能的な機構のもと、それを実行する職員の自覚と、意欲といえますか、やる気を醸成し、職場を活性化することが大切と考えます。

そこで、庁内の組織については、平成17年3月の合併時に編成された組織や機構は、4年近くが経過しており、職員の削減や業務の変化、さらには町民ニーズの多様化と複雑化に対応できる体制が求められております。担当相互の協力を容易にし、柔軟な対応ができる組織にすることが必要と思いますが、組織の見直しについてどのようにお考えなのかをお尋ねいたします。

また、職員の意識の醸成につきましては、各種の研修に参加させるなど実務の知識習得などが取り組みがされ、一定の効果が出ているようには感じておりますが、町民が期待する意識とは少し乖離があるように感じます。そのため、町長として職員に求めたい行動指針のようなものがあればお聞かせいただきたいと思っております。

次に、さきの9月定例会において質問させていただきました指定管理者制度の導入についてお尋ねいたします。

私の質問に対して、中野町長は「現段階では、今度導入を検討している施設は保育所のみ」との答弁をされております。また、行財政改革本部長であります中江副町長からは、「保育所が前提になっているが、他の施設についてもどのような施設に導入すべきか、担当所管課とも協議しながら、全施設について再度見直したい」と答弁されております。

そこで、指定管理者制度導入について、全施設の見直しがどこまで進んでいるのか。また、結果が出ているようでありましたら、その結果について、あわせて指定管理者制度の導入方針、手続マニュアルなど策定状況についても、現時点の状況で結構でございますか

からお聞かせいただきたいと思います。

以上が私の一般質問でございます。

議長（近岡義治君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 2番 柴田議員の質問にお答えいたします。

1点目の本町の交通政策について、まず、かほく市営バスについては、去る11月14日、かほく市営バス連絡協議会で構成する市、町、円満の中で我が町が離脱する旨の議決をいただきました。それに基づきまして、今議会へ離脱するための議案を提出させていただいたところであります。

さらに、羽咋駅を発着しております北鉄能登バスの路線バス、羽咋市循環バスの当町への相互乗り入れ、旧志雄町内を循環している「のらんちゴー」のバスにつきましても、廃止並びに中止を検討しているのは事実です。これはやはり乗客の減少、それに伴っての財政負担が原因で、各地区で起きている現象であります。これは全国各地にこういった現象が起きているわけでございます。しかし、当町でもやはりこういったことが例外なく、顕著に乗客が減っているのが現状であります。

ただ、このバス廃止につきましても、その後の代替も含めて、地域バスの交通対策会議等で十分に検討しながら決めていく問題だと思っておりますので、御了承賜りたいと思います。

この現況を御賢察の上、御理解賜る中で、デマンドタクシーの件も先ほど質問に出ていました。このデマンドタクシーの件でございますけれども、料金の減免、あるいはまた免除の措置ができないかとの問いでございました。

そもそもデマンドタクシーそのものが運行した目的は、高齢者あるいはまた障害者など、特に交通の配慮が必要な交通弱者に対して、交通手段を確保するというのが一つの目的でございます。そういう観点で当初から、交通政策というより福祉施策として運行してきたので、柴田議員言われるような一定条件のもとでの減免、あるいはまた免除は、現在のところは考えておりません。

2点目の企業誘致に伴う定住者の確保について、誘致企業から町のほうへ何らかの要望があったかという問題も質問されたわけでございます。企業誘致は、町の活性化、定住人口の確保を目的として行っている事業でありますので、当然、企業誘致に伴っての幹部社員及び社員の住宅確保は、本町にその住所を構えていただくというのがやはり私どもの願

いでございます。

具体的には、柴田議員の提案のような、企業から集合住宅や独身寮の建設用地のあっせん等の要望があれば、積極的に要望にこたえていきたいと考えております。現在、非公式には、白虎山センターをという話もございました。しかし、白虎山センター改善にかなりの費用がかかるということで、企業のほうで現在見合わせております。

また、町といたしまして、町の住宅が使えないかということも検討しながら、企業とも折衝しているのも事実でございます。

今後、やはり企業も人員確保等、また定住対策の意味において町と話し合いを持ちながら、町も定住されるような方向を検討していきたいと、こう考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

次に、行財政改革の推進に係る組織の見直しの問題でございますけれども、本町の庁舎は合併協議によりまして、協議会で志雄庁舎、押水庁舎の分庁方式ということが決定し、現在に至っているわけでございます。

課の体制といたしましては、町民センターにある健康福祉課、志雄病院の事務局も含め、現在15の課・局・室を設けております。

各庁舎における課の配置につきましては、志雄庁舎、押水庁舎それぞれに総務部門、あるいは産業建設部門、教育厚生部門を均等に配置することから、また、業者の利便性を低下させないように、両庁舎に窓口センターを配置してそれぞれの諸届、あるいはまた申請の受理や証明書の交付の事務を行ってきております。

しかしながら、柴田議員御指摘のとおり、町民の皆さん方の行政に対するニーズが多様化、あるいはまた複雑化しております。そんな中でやはり制度の変化、あるいは職員の削減などもあって、一つの課でなかなか処理できない問題が生じてきていることも事実であります。

このことにやはり対処しなければいけないということも考えておりますし、また、関連する課が同じ庁舎にあって連携しながら処理することが、やはり柔軟で機敏に対応できるものとも思っております。

しかしながら、合併時における協議があったことから、すべての職員が柔軟かつ機敏に処理することで対処してきたところではありますが、合併から4年を経過している今日、もし町民の皆さん方の理解が得られるならば、やはり組織の見直しについて検討していかなければならない時期だとも考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、職員に求められる行動指針についてであります。私は就任来、機会あるごとに職員に対しまして、町民から信頼される行政、町民の目線に立った行政を目指して、職員一人一人がそれぞれ事務に責任を持って全力を傾けることが必要であるということを盛んに訓示してきました。

また、事務を行う上で、待遇がやはり最も基本的な問題と考えております。待遇研修を3年連続で今日まで実施してきました。しかし、多様化、複雑化する行政ニーズに対応するための実務に係る知識の習得につきましても、やはり研修や定期的に持ち場ごとに会議などを開き、サービスの向上に努めているところでございますが、議員各位並びに町民の皆さんには、それぞれその成果を感じられていることとも思います。

しかしながら、今ほど指摘があったとおり、町民の皆さん方が期待する意識との乖離があることも事実じゃないかと認識しております。謙虚に受けとめて職員の教育・育成に努めたいと、こう考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

また、それぞれの質問のあった詳細につきましての数字的なもの、あるいはまた指定管理者制度につきましては、副町長及び担当課長から答弁をいたしますので、よろしく願います。

以上、答弁を終わります。

議長（近岡義治君） 副町長 中江 映君。

〔副町長 中江 映君 登壇〕

副町長（中江 映君） 柴田議員の私に対する指定管理者制度の導入につきましてお答えをさせていただきます。

9月議会で答弁させていただきました保育所の導入について、検討をさせていただきました。

そこで、休日保育、病後児保育を実施するための施設面が整備されているか、受け入れ定員が多く、職員数の関係にもよります経費削減効果が見込まれるか、施設の補修経費が余りかからないことにより、指定管理者の募集に応募が見込まれるか、そういうことなどについての検討をまいりました。その結果、現在町内7つの保育所のうち、相見保育所、南部保育所、中央保育所がそれに該当する保育所であろうと、このように考えております。

なお、その他の保育所は、施設面も老朽化いたしております。また、規模も小さく、経費の削減効果も余り見込まれないということで、中には統廃合を実施する計画もあります。

そういうことから、適当ではないと判断いたしております。

また、先般、課長会議を通じまして、指定管理者制度の導入方針、あわせてその手続についてのマニュアルを作成しまして、各課長に提示をして指示をいたしました。それぞれの所管課に指定管理に移行できる施設かどうか検討するよう、全施設について指示を出させていただきました。

今後は、指定管理者制度を導入するために、設置条例の整備、あるいは指定管理者候補者の募集を行いたいと考えております。したがって、早ければ平成21年度、来年度からの実施が可能か、それに向けて指定管理者指定議案の議決、あわせて予算議決も伴いますけれども、それについても推進をしてみたいということで、現在、取り組んでおります。

以上でございます。

議長（近岡義治君） 企画財政課長 太田永作君。

〔企画財政課長 太田永作君 登壇〕

企画財政課長（太田永作君） 柴田議員の御質問にお答えいたします。

各バスの平成19年度の利用状況等についてお答えいたします。

まず、最初に、かほく市営バスでございますが、1便当たりの利用状況は、押水線が0.6人、宝達線が0.35人で、負担金額は年間377万6,000円でございます。

次に、巡回バス「のらんちゴー」につきましては、南邑知コースが1便当たり0.1人、清水原コースが0.3人、所司原コースが0.4人、粟ノ保コースが0.6人で、収支差し引き約1,000万円余りの赤字となっております。

生活路線バスにおいては、1便当たり2.35人の利用があり、年間負担額は、約100万円余りとなっております。

デマンドタクシーの利用料金による値上げの効果ということでございますが、非常に厳しい財政状況のもと、年間2,000万円を越す多額の経費を伴うデマンドタクシー運営を維持するために、町の地域交通会議で住民の御意見を拝聴し、受益者負担を300円から500円に改定し、運行業務を見直した結果、約500万円余りの運営費用の削減となりました。

なお、料金を改定したことによる効果といたしましては、前年度と比較して約150万円の増収が見込まれる予定であります。町の現在の財政状況を考えた場合、近い将来、より効果的な運行方法を検討する時期に来ているかと思っております。

次に、デメリットはどうであったかという問いでございますが、利用料金の面で300円

から500円に改定されたことで、多少利用しにくくなったかと思われませんが、厳しいデマンドタクシー運営や財政状況を何とぞ御理解いただきたいと思います。

次に、羽咋市への乗り入れができないかということでございますが、現在の走行距離が当然長くなり、それに伴い時間もかかることが想定をされております。

現在、デマンドタクシーは、台数にも限りがあり、その中で効率的に町内を5つの路線で運行しております。仮に羽咋市内まで運行することを想定した場合、現在の町内における運行形態にどのような影響があるか、また、羽咋市で営業されておるタクシー会社の影響があるかということも調査しながら検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（近岡義治君） 2番 柴田 捷君。

〔2番 柴田 捷君 登壇〕

2番（柴田 捷君） 今ほどの答弁の中で、少しデマンドタクシーについてお尋ねをいたします。

まず、高齢者とか、あるいは足の不都合な方々の減免の関係でございますけれども、これはデマンドタクシーの条例がございますね。その条例の、項目は忘れましてけれども、その中の一つの中に、デマンドタクシーの料金については、減額または免除ができるという項目があるんですね。それであれば、それができないというのであれば、その項目は何のためにあるのか。やっぱり何かの根拠があって、それが書かれているんじゃないかなと思うのが当然かなと思うわけでありまして。そういうことからいけば、できないというのであれば、その項目は何のためにあるのか、まず、そこがお尋ねしたいなど。

それから、やはり高齢者福祉の観点からいけば、500円というのは簡単かもしれませんが、例えば夫婦2人が乗るとすれば、間違いなく1,000円かかるわけですね。一般の路線のタクシーで、1,000円かかる部分をどれだけ行けるかということを考えたときに、決してそんなに近いところで1,000円となるわけじゃないわけですね。そういうことから考えて、やはり高齢者福祉の観点から、少しは温かい手を差し伸べていただきたい、これが住民の切実な思いだというふうに私は考えております。そこの部分を明確な答弁をいただきたいなど、1点思うわけでございます。

それから、もう一点は、羽咋市内への乗り入れについては、決定したわけではないというようなニュアンスかと私は受けとめたわけでございますけれども、しかし、町民の多くの方が医療に行くという部分については、4分の1の方がやはり使っているとい

うふうに見るのが妥当なんじゃないかな。これは合併のときの調査でございますから、現状からすればもっと高いのではないかというのが正直な思いであります。そう考えますと、やはりすべてを羽咋にということは申し上げません。限られたところ、ところというのはあれかもしれませんが、限られた便とかどうしても必要な部分について、ここはやはり対策をとっておかないといけないんじゃないかなというふうに思うわけであります。

月曜日の朝、羽咋の病院へ、予約を前の日にしながら、月曜日の「のらんちゴー」で、子供さんと一緒に羽咋病院へ行くために乗っただけの方もいらっしゃるわけですから、そういうことも考えながら、やはり今後の交通政策というものを検討いただきたい、このように思うわけでございます。

費用がかかることは存じております。しかし、これは公共投資だというふうに解釈されて、よい方向で御検討いただくようお願いをしたいと思います。

以上でございます。

議長（近岡義治君） 答弁要りますか。

〔「できればお願いします」という声あり〕

議長（近岡義治君） 企画財政課長 太田永作君。

〔企画財政課長 太田永作君 登壇〕

企画財政課長（太田永作君） まず、1点目は、今の減免、そして免除のための条例が何のためにあるかということでございます。

先日、柴田議員から指摘を受けて、私どもも確認をさせていただいたところでございます。前任者というよりも、うちの職員からもいろいろ話を聞かせていただきました。条例はあるので、現在まだ1件も申請がなかったということも聞いております。条例については、今後具体的に、どういうときにそれが利用できるかということで、細則なども少し念頭に置いて検討させていただきたいと、そう思います。

それと、2人が乗った場合の考え方なんですけど、なるほど、おっしゃるとおり、タクシーの場合は、2人乗れば2万円かかるとか1万円ですということになるかと思えます。ただ、このデマンドタクシーにつきましては、もう既に1人500円ということをやっていますので、今後そうした場合、どういうことが対処できるかということも踏まえてまた検討させていただきたいと、そう思います。

3つ目の羽咋市への乗り入れにつきましてはどうかということでございます。先ほど答弁にもさせていただいたと思うんですが、羽咋市のタクシーの関係もでございます。宝達志

水町のタクシーが低額で羽咋市まで乗り入れるということになれば、いろいろやはり問題も出てくるかと思えます。そのあたりも十分検討させていただきたいと、そう思っております。

それと、これは一つの例でございますが、デマンドタクシーで今の二口から少し行ったところの羽咋市のショッピングがありますけれども、あそこまでデマンドタクシーを運行して、そこから「るんるんバス」に乗りかえるというダイヤも考えられます。その実施に向けてもいろいろ検討させていただきたいと、そう思っております。

以上です。

議長（近岡義治君） 2番 柴田議員さん、いいですか。

次に、12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

12番（小島昌治君） 私は、日本共産党宝達志水町委員会を代表して、以下5点にわたり質問いたします。

年の瀬が迫るにつれ、雇用の破壊、中小零細企業の経営の問題がいよいよ深刻になり、このままでは年を越せないという悲鳴が沸き起こる事態となっております。そのために、我が党の志位和夫委員長は、今月5日に、麻生太郎首相との党首会談を行い、2点について緊急要請を行いました。

1点は、大量の失業者が年末年始の路頭に迷う事態を引き起こさせないために、大企業や経済団体に雇用を守る社会的責任を果たさせる強力な指導・監督を政府が果たすこと。そして、政府としての失業対策を抜本的に拡充させることであります。

第2点は、資金繰りの困難から、中小企業の倒産を増大させる事態を引き起こしてはならないとして、大銀行、大企業に中小企業の経営を守る社会的責任を果たさせることであります。

なぜなら、今起こっているアメリカ発の世界経済の大混乱と、その日本経済への深刻な影響は、日本の大企業、大銀行がもうけを求めてカジノ資本主義にみずから手を汚し、マネーゲームに狂奔し、世界経済を破綻させた加害責任者でもあるからであります。

同時に、トヨタ自動車などは、今年度収益減といっても、予定していた2兆円のもうけを6,000億円のもうけに減らしただけであり、大きな黒字であります。そして、減収のほとんどがこうしたマネーゲームによる株の含み益の減少なのであります。实体经济部門、つまり自動車生産部門の減収は、それから見ればごくごくわずかなものであります。結局、

下請の中小零細企業と労働者から搾り取った賃金を元手にしてばくちを行い、ばくちでもうけるだけもうけて、ばくちが破綻した影響が出ているだけであります。

加えて、これまでの労働者いじめと下請いじめの結果、大企業全体では230兆円の内部留保を持っていますし、2008年度だけでも、不況で大変と言いながら24兆円のもうけを上げる見通しであります。ばくち経済の破綻を理由にした一層の下請いじめと、派遣労働者を初めとする労働者への犠牲を転嫁することは筋違いであり、決して許されることではありません。

さて、そういう中で、昨年10月から、政府系融資は部分保証制度になり、銀行の貸し渋りを助長する役割を果たしてきました。そのため、今回、中小零細企業の強い批判を受けた政府は、原材料価格高騰対応等緊急保証制度を創設しました。この有利な融資を受けることができるかどうか、業者の方々にとっては、年の瀬を乗り切る重要な要因の一つになってきていると私は認識しています。担当課では、この不況を町の業者の方々の実態を受け、どう認識されているのかお聞きします。

次に、今紹介した原材料価格高騰等対応緊急保証、いわゆるセーフティネット保証5号といいますが、これをどう理解しておられるのかを、これまでの融資制度との違いと比較し、4点お聞きします。

まず、保証率の違い。次に、貸出金条件緩和の中身。次に、現在受けている融資制度の関係。次に、中小企業庁長官からの全国保証協会連合会あての通知の中身は何かの4点についてお聞きします。

次に、この融資制度に、町は業者の方々のためにどう対応するかという問題であります。

特に、この制度の利用では、町は認定書の発行という事務があります。この事務作業を含め、年の瀬に困っている業者の方々とこの5号融資制度を一刻でも早く結びつける事務での奮闘を求めるものであります。

さて、このセーフティネット5号の利用のための申し込みには、前年度確定申告書の写し、売り上げ減少の場合には、売上帳や現金出納帳、月別売上集計票、総利益率または営業利益減少の場合は、内容が確認できる月別の試算表が一般的に必要とされていますが、零細の個人事業主の場合、青色申告でなく、白色申告で申告書を郵送している場合などは、税務署の受付印もありません。また、日々の記帳も不十分であることが予想されますが、宝達志水町ではどうするのかをお聞きします。

まず、この制度の町内での利用件数をお聞きします。

次に、この制度利用には、町の商工会加入を条件とするのかどうかもお聞きします。

3番目に、所得税の確定申告書の色による差別なしで利用できるのかどうか。

4番目には、税金の分納中の方も受けられるはずだが、利用はいかがか。

この質問の最後になりますが、この融資制度が利用できた町業者の方は、安心して新しい年を迎えることができますが、中小企業庁の今回の通達を理解しない銀行や保証協会の貸し渋りや保証渋りに遭って、緊急を要する事態に間に合わない事態が起きないように、業者の方々と商工会、行政が力を合わせることを求められます。制度の円滑な運用のために、この年末、業者の方々のために力を尽くす用意はありますかとお聞きして、次の質問に入ります。

質問の第2は、現職収入役が町発注の公共工事に関して、合併前後でわいろを受け取っていたという問題であります。

この問題で、町長の提案理由説明も紹介されたように、今月12月1日に、金沢で第1回公判が開かれました。私も傍聴に行ってきましたが、合併前の志雄町時代の樋川小学校の耐震補強工事でわいろを受け取っていただけでなく、合併後でも受け取っていたという検察官の冒頭陳述に、弁護側はその事実を認め、事実関係では争わないと述べておりました。つまり、検察官の陳述した容疑を認めて裁判を進めるということになりました。次回公判となります来年1月14日の裁判で結審となり、判決が言い渡されるという流れになります。

非常に残念な事件ではありますが、この事件の教訓を明らかにして、二度とこのような事件を起こすことができない公共工事の体制を、行政も議会も英知を尽くして築き上げることが、住民に対する我々議会にかかわっている者の責任だと考えます。

議会では、いまだこの問題の教訓を明らかにする体制はできていませんが、いち早く行政の側が2つの対策会議を設置しました。収賄容疑事件対策会議と入札改善に向けた会議であります。まず、この2つの会議についての質問を行います。

まず、収賄容疑事件対策会議についてであります。この会議の名称は、収賄容疑事件となっておりますが、収賄事件と名前を変更し、本格的に収賄に至るまでの調査に乗り出す必要があると思いますが、いかがでしょうか。

次に、志雄小学校の耐震補強工事で収賄の事実があるのですから、調査の範囲を合併後の公共事業にも広げる必要があると思いますが、いかがでしょうか。

どのような経過でわいろを受け取るようになったのかの一側面が、公判記録の中で明らかにされています。この公判記録も調査の資料の一つに加えるのかどうかをお聞きします。

次に、入札改善の会議についての質問に入りますが、入札手続選定委員会の選定基準は、今回の事件を阻む要因にならなかったのはなぜなのかを問題意識としてお聞きしたいと思います。わいろを受ける予定の収入役が、わいろを贈る側の業者を指名業者に加えるように学校教育課の一職員に進言しただけで指名業者となり、それだけでなく、その業者が落札も行っている。職員初め、執行部がここに何の疑問も抱かない選定基準になっているとしたら問題だと思います。

先ほど津田議員への同じこの問題での答弁で、企画財政課長はチェック体制は十分と言われましたが、チェック体制が十分ならば問題が起きないはずであります。十分でなかったから問題が起こったと考えるものです。その中には、疑問を抱いても声を上げることができない体制になっていたのではないかと。そして、ここにミスが入らないなら、公共事業に絡む贈収賄事件は今後も必ず起きるでしょう。

私は、職務規程の中に、もっとこれを防止する職務を位置づけることが大事だと思います。これについてどうお考えか。委員の業務規程の改善も含め、再発防止をどう考えているかという視点でお答えください。

この問題の最後に、再発防止には、行政だけに任せておけばよいということにはならないと思います。議会や町民を巻き込んだ議論と体制づくりが必要だと思います。いかがでしょうか。

次に、志雄小学校の学校給食に、農薬やカビの毒で汚染された米がでん粉に加工され、児童が卵焼きとして食べさせられていた問題についてお聞きするものであります。

この志雄小学校の給食で使われていた汚染米の問題は、全国40都道府県の学校給食や幼稚園給食など860万食、病院給食や介護施設給食、しょうちゅうや日本酒の原料、そしてスーパーなどに流通していた問題の要素の一つであります。

本来、食用ではないとして輸入された汚染米が食用に不正転用され、多くの人の口に入った。志雄小学校の児童の口にも入ったという、前代未聞の許されざる事件と言えます。宝達志水町の育ち盛りの子供たちの体に農薬のメタミドホスや、最強の発がん物質のアフラトキシンを二度と入れないという決意を込めて、この問題に対応していかなければなりません。そのために、この事件後、何が変わったのか。そして、二度と起こさせないために、どの段階で、どんな防止策を講じなければならないかを含めて質問いたします。

さて、この問題の一番の問題は、ミニマムアクセス米という輸入米です。輸入検疫で発見されたカビ汚染や残留農薬違反のミニマムアクセス米が、食品衛生法違反として廃棄さ

れない、または積み戻しされないで、非食用としてすべて輸入されたはずなのに、それらの汚染米が食用に転用されたのが今回の事件であります。

ミニマムアクセス米は、平成7年のWTO協定によって導入されました。政府は、国家的貿易品目であるから輸入義務があるとして、77万トンも今では全量輸入していますが、実は協定上は、国内に需要がなければ数量を満たさなくてもいい性格のものであります。

実際、国際的に見ても、全量輸入している国は日本だけ。この外国農産物を農薬やカビ毒で汚染されていようと、何でも受け入れる政治のあり方が今回の事件の舞台をつくり出したと言えます。

これは事件後、我が党国会議員団が追及し、輸入時に食品衛生法違反となったミニマムアクセス米は輸入しないこと、そして、国内で保管中にカビ毒で汚染されたものを焼却されることが決まりました。ところが、実際は、米以外のあらゆる食品衛生法違反の輸入食品が輸入されていることが認められています。それが食品に転用されることを防ぐ手だてがないのであります。

今小麦がこの問題で大きな問題となっています。米の問題にしても、国家公務員を削減し過ぎて、全量検査をできる検疫体制になっていない。平成13年のBSE発生を許し、食の安全・安心のための政策大綱をつくった農林水産省が、今度は汚染米の食用流通を許したのであります。農林水産行政が問われているところです。

2番目のこの問題は、流通規制緩和の問題。小泉改革で米計画流通制度を廃止し、卸売業者、小売業者の登録制を届け出制にしたことです。これによって、事件を起こした三笠フーズなどの業者は、この無政府状態の米流通を利用し、無届けの米取り扱い業者を多数介在させてペーパー転売を繰り返すことによって、汚染米を一般流通米に仕立て上げ、多くの利益を得ていたのであります。お金さえもうかれば何をやってもいいという業者が、規制緩和路線を利用し、安全・安心を置き去りにしたのであります。この規制緩和路線も、同じように改善されないまま今に至っています。

さて、質問いたします。

こういう状況の中で、なぜ志雄小学校の学校給食だけに汚染米が混入された卵焼きが出されたのかの解明が必要です。お答えください。

次に、汚染米混入の学校給食が出された県内の市町村と学校名を教えてください。

次に、再発防止策をどう考えているのかをお聞きします。先ほど前段で、輸入食品を学校給食で使う限り、再発防止はできない国の体制になっていることを説明しました。では

どうやって再発防止を図るのかをお聞きするものであります。町民の皆さん方の知恵と力をかりて再発防止を行っていくのかどうか。給食にかかわる方々初め、町のどんな努力で再発を防止していくのかをお聞きします。

この問題の最後に、学校給食のあり方について質問します。

平成18年度に旧押水地域の学校給食の調理部門の民間委託が行われました。それ以前に、旧志雄地域の民間委託が既に数年前に行われていました。この民間委託の際、議会に出されていた資料は、学校給食での経費の削減予想資料でありました。子供たちの給食1人1食当たり約40円を削減するために行われた調理部門の民間委託でありました。

学校給食という教育経費の削減が、今回の志雄小学校の汚染米混入事故を直接起こしたわけではないと思いますが、しかし、我々に日常的になった輸入食品がこんなお粗末な検疫体制と人員体制になっていて、それがこんな事故が起こっても根本的に改善をされないで過ぎていこうとしているときに、調理を利潤追求の企業にこのままゆだねてもいいのでしょうか。学校給食の完全自校方式を行い、町が責任を持って地元の食材確保から調理も行う体制が最大の再発防止策だと考えますが、いかがでしょうか。

次に、雇用促進住宅の問題についてお聞きします。

私は、宝達志水の地域に根差し、この地域に生きる私たちが力を合わせてこの地にあるものを生かすことが必要と考えており、これが私の提唱する宝達志水町イズムです。地域を支えるのは人の力です。宝達志水町は、人口の少ない小さい町ですから、人そのものをパワーアップすること。また、未来を担う若者の定住を図ることが大切です。

実は、これは宝達志水町のホームページから町長の部屋をクリックして出てくる中野町長のあいさつ文であり、決意文です。若者の定住を図りながら、力を合わせてこの地域を支えようという呼びかけ文でもあると私は思いました。

今、この呼びかけが試されている事態が起こっています。9月議会でも取り上げました、道理もなく雇用促進住宅を廃止し、前代未聞の居住者追い出しを行う問題であります。

雇用促進住宅の管理運営は、現在、新しい特殊法人の雇用・能力開発機構というところが行っています。9月議会の一般質問では、この機構が各世帯に送った通知が入居者に混乱を引き起こしていることを訴え、1、相談窓口の設置と機構に対する町からの3点にわたる申し入れをするよう求めました。

残念ながら、ひとり暮らしの方が機構からの一方的な通知におびえ、すぐに出て行かざるを得ないと感じ、退去されたとのことであります。どこに行かれたのか、多くの入居

者の方々が今でも心配されているとのことでした。今入居されている方々は、1年の退去の延期がされたことを知っておられる方です。同時に、この住宅が廃止されたら困る方々であります。

志雄の雇用促進住宅は家賃が安く、民間の住宅は家賃が高いなど、現在の家賃の子育ての環境、職場との距離など、今の雇用促進住宅に見合う住宅はほかにありません。ここに入居できなくなったら、子供の保育園や学校の転校を余儀なくされます。高齢の方にとってはさらに深刻であります。これまでの近隣の助け合いで生活されています。見知らぬ人々の中では生活は立ち行きません。病院や介護施設を変わるのも大変なストレスです。

こうしたさまざまな、言わば障害を解消する手だてをすべて居住者犠牲で行うことは、余りにも負担が重過ぎると言えます。しかし、厚生労働省と機構のこれまでの対応は、これらのことを無視したものであります。

そもそも機構は、仮に宿舍を廃止する場合でも、地方公共団体に譲渡することになっていたのであります。これは平成11年3月23日の参議院労働社会政策委員会での市田忠義参議院議員への厚生省の答弁で明らかであります。先ほど、柴田議員が企業誘致との関係で住宅確保の質問をされましたが、そういった意味でも、この雇用促進住宅の存続は大事な居住施設であります。

さて、この問題についての認識をお聞きします。

町民の重大問題と受け取っておられるのかどうかお聞きします。

次に、それをどうしていくのかを、町長のホームページに掲載されている言葉との関係でお聞きします。廃止は理不尽な国の決定だとの認識はおありかどうか。廃止の撤回を国に迫る考えはおありかどうか。

この問題の最後に、雇用促進住宅の有利な条件での購入を検討されるのかどうかお聞きするものであります。

5番目の質問に移ります。

一般質問の最後は、乳幼児医療費無料制度の現物支給を求める質問であります。

全国47都道府県中、35都道府県で乳幼児医療費の無料制度が現物支給で行われています。つまり、病院で直接お金を払わなくてもいい制度です。石川県のように、病院窓口で一たんお金を支払い、住んでいる自治体の窓口に病院での支払いの領収書と申請用紙を添えて提出し、支払われるのが1カ月先。こういうやり方は、全国では少数になってきています。

町内にも、結婚して他県から来られた方がおられますが、非常に不便がられます。「子

育て支援でこの前、国から表彰をもらっている県で、同じことなのにどうしてこんな面倒なことをさせるのか」という意見であります。小さいお子さんを持つ若いお母さんの声であります。もっともなことでもあります。

さて、この現物支給の支障になっているのは何なのか教えてください。

石川県では、現物支給とは言えないが、輪島市や川北町などで現物支給に近い制度が工夫され、創設されています。現物支給に向けたお考えをお聞きして質問を終わるものであります。

以上。

議長（近岡義治君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 12番 小島議員の質問にお答えいたします。

まず、総体的な答弁をさせていただきます。それぞれ細かい内容につきましては、所管の課長より答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、緊急保証セーフティネット5号に関する質問でございます。

金融機関の融資に関する質問でございますが、町が認定した業者に対し、年末の資金需要の必要な時期でもあることから、小島議員の御指摘に及ばず、やはり一刻も早く融資が受けられることができるよう金融機関等に働きかけたいと、こう考えておりますので、御理解賜りたいと思っております。

次に、収賄事件に関する再発防止策についてでございますけれども、この事件につきましては、先ほど津田議員にも答弁させていただきましたように、組織や制度とともに個人的な事情が大きいわけでございます。特にやはり個人的な事情が大きいということは、さきにも述べたとおりでございます。

そして、この入札に絡んで事件が起きたことをやはり重く受けとめ、入札制度のさらなる公明性の確保と再発防止に努めていかなければいけないということで、収賄容疑事件対策会議、そしてまた入札契約制度部会において、改善すべき点について協議を進めているところでありますので、これはやはり結論が出るのに、いましばらくの猶予が必要だと思っておりますので、御理解賜りたいと思っております。

また、このような事件は、職員一人一人が高い倫理観を持つことが重要であり、議会や町民の皆さんを巻き込んだ議論は、特に必要でないと思っておりますので、御理解賜りたいと思っております。

なお、対策会議の議論の状況につきましては、所管の課長から詳細に説明をさせていただきたいと思いますので、御了承賜りたいと思います。

次に、汚染米混入の1件であります。本町の食材購入ルートは、従来から町内の業者から優先的に納入していただいております。

また、県の学校給食会を通して、米やパン、牛乳を納入しておりますが、その他の加工食品についても学校栄養士が関与し、できるだけ給食会が推奨する製品で対応しているということで心がけております。

したがって、食材の安全な流通経路は、学校給食の形態が民間委託であるか、あるいはまた自校方式であるかとは、直接かかわりのないところだと考えております。

御指摘のように、地産あるいはまた地消は、再発の可能性を小さくする有効な方策であるとも考えておりますが、本町の学校給食における地産地消の使用量は、民間委託方式を実施した後においても、地元生産者の御協力もあり、むしろ量的にはふえている状況だと認識しております。このことから、完全自校方式に戻す考えはありません。

なお、細部につきましては、所管の課長から説明させますので、御了承願いたいと思います。

次に、雇用促進住宅に関して3点にわたっての質問であります。まず第1点目の、廃止は理不尽な国の決定だとの認識はあるかについてでございますが、同様な質問で9月定例会でも御答弁いたしております。この廃止は国の施策決定事項であり、私といたしましては、この決定は大変重いと認識しておりますということで答弁させていただいたと思っております。御理解賜りたいと思います。

次に、入居者とともに廃止・撤回を国に迫る思いはあるかということですが、私といたしましても、入居者自身の心情を察すると大変心苦しく思っております。退去については2年間の猶予期間があり、かつ、説明会も今月開催されると伺っております。入居者の方々には、それぞれやはり自己責任のもと、適切に対処していただけるものと認識しておりますが、現在のところ、国に対しての廃止・撤回についての要望は考えておりません。

次に、購入を検討する考えはとの質問でございますが、先ほどからの町の財政状況の説明にもあったとおり、この施設は大変老朽化した施設であり、かつ、耐震補強等がなされておられません。さらに、膨大なランニングコストを考えれば、購入については、現在の条件では考えられないというその旨を雇用・能力開発機構に伝えてありますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、乳幼児医療制度についてですが、乳幼児医療給付制度が現物支給になれば、対象者とすれば便利であるとの認識は私もしておりますが、県の乳幼児医療費助成事業補助金交付要綱で償還払いと規定されていることから、昨年の9月定例会でも答弁したとおり、現在、我が町においては現物支給はしておりませんし、今のところ現物支給については考えていないということで御理解賜りたいと思います。

なお、それぞれの御質問の細部につきましては、所管の課長より説明いたしますので、御理解賜りたいと思います。

以上です。

議長（近岡義治君） 総務課長 北山茂夫君。

〔総務課長 北山茂夫君 登壇〕

総務課長（北山茂夫君） それでは、12番 小島議員の御質問にお答えいたします。

私からは、収賄容疑事件対策会議のこれまでの状況についての御質問のうち、次の3点についてお答えさせていただきます。

まず、第1点目の収賄容疑事件対策会議という名称から容疑という2文字を抹消し、収賄事件対策会議への変更が求められるということですが、この件につきましては、議員が御質問の中にも触れておられましたように、本事件は12月1日に第1回目の公判が開かれ、起訴事実を全面的に認めているところでございます。しかし、現在も裁判所において、収賄容疑について審理中であるところから、現時点での変更は適当ではないというふうに考えております。

そこで、御質問の収賄容疑事件から収賄事件への名称変更の時期でございますが、これは今後の裁判において、今回の容疑に関する審理が尽くされ、判決が確定した時点、いわゆる容疑が解明され、今回の事件が容疑ではなく、事実となった時点で速やかに会議の名称から容疑という2文字を削除して、収賄事件対策会議と改称をしたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、2点目の会議の調査の範囲についてでございますが、本会議は、今回の収賄容疑事件の発生を受けて設置したものでございます。また、対策会議の中に、1つとして事件調査部会、もう一つは、入札契約制度部会の2つの部会を設け、今後の対策を検討するものでございます。このため、調査対象とする事件は、今回問題となりました合併前の志雄町立樋川小学校校舎棟耐震補強工事と、合併後の宝達志水町立志雄小学校耐震補強工事の2件を対象として調査をしたいというふうに考えております。

次に、3点目の公判記録を入手してとのことですが、今回の事件においては、事件調査部会においてその内容を調査することといたしておりますが、事件の内容については、起訴状や公判記録を入手しないと明らかにすることは難しいところから、現在、これらの入手に向け、鋭意取り組んでいるところでございます。

また、この対策会議の開催回数並びに今後の日程でございますが、本会議は、事件発覚後の9月15日に設置し、直ちに第1回目の会議を開催いたしました。その後は10月に2回、11月に1回の計4回開催し、事件の経過について検討を行ってまいりました。

今後の予定といたしましては、裁判の日程を眺めながら、原則として月1回のペースで開催してまいりたいと考えております。

また、裁判終了後、遅くとも3カ月以内に議会に対し、その概要について報告したいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で答弁を終わります。

議長（近岡義治君） 企画財政課長 太田永作君。

〔企画財政課長 太田永作君 登壇〕

企画財政課長（太田永作君） 私への質問は3点ございました。緊急保証セーフティネット5号についてと収賄事件に関して入札選定委員会について、もう一つは、雇用促進住宅についての3点で答弁させていただきます。

まず、緊急保証セーフティネット5号に対する御質問の1点目の原因と規模の認識でございますが、原油に加え原材料価格の高騰が原因であるということと、世界的規模の価格体系の変化が生じていると認識をしております。

次に、2点目のセーフティネット5号と一般の融資制度の違いでございますが、活用できる対象業種と保証協会の保証率についてでございますが、対象業種は698業種で、保証率につきましては、0.8%となっております。

次に、貸出金の条件緩和の中身についてでございますが、認定基準が、最近3カ月の平均売上高等が、前年同期を比較してマイナス5%から3%に緩和されております。そして、別枠で融資を受けることができるかということでございますが、御指摘のとおり別枠で融資を受けることができるということでございます。

次に、中小企業長官からの、この融資制度の通知のとおり町の認定書が発行されているかどうかということでございますが、遅滞なく発行いたしております。

次に、町の対応についての問いでございますが、現在の町内業者の利用件数は、12月5

日現在、個人が2件、法人が10件発行されております。きのう、おとつ、月曜日からでもですが、どんどんこういう認定の申請がございます。その都度、遅滞なくさせていただいております。

なお、商工会加入の条件でございますが、現在のところ加入・未加入の条件はございません。

また、所得税の申告提出用紙の色の違いで差別するかという問いでございますが、一切差別はしてございません。

次に、税金分納中の方についても、差別せず認定書は発行しております。また、中小企業庁の通知では、赤字決算の企業でも、経営実態や特徴を踏まえた上で判断するよう通達しているがという問いでございますが、お察しのとおり間違いございません。

次に、入札・契約手続運営委員会についてですが、今回の事件の対象となった工事においては、指名基準表等に合致しており、拒む理由がなかったために指名されたものと理解をしております。

選定基準は、現在のところ改正は考えておりませんが、いろいろな情報を収集し、厳正なる選定の実施を考えているところでございます。

また、再発防止については、現在入札契約制度部会で協議を重ねており、近日中に防止策を取りまとめたいと考えております。

次に、雇用促進住宅廃止の問題についての、1点目の世帯構成から見てどうとらえるかについてでございますが、住宅を管理する雇用・能力開発機構石川センターへ、入居者の世帯構成について確認を行ったところ、個人情報観点から情報を得ることができませんでした。しかし、入居基準に満たさない方等が入居していると仄聞したことがあるが、実態については明確にわかっておりません。

次に、子育て支援との関係でございますが、当町では、子育て支援としまして、若者等定住バックアップ事業で住宅奨励金の支給等を実施しており、一人でも多くの若者が子育てしやすい環境づくりを目指しておるところでございます。

なお、御質問の回答とは少し外れますが、若い入居者から、廃止に伴っての子育て支援等の相談などは、現在のところ伺っておりません。しかし、入居者にとっては、大変重要な問題と認識しており、定住等の相談があれば住宅の空き家状況などの情報提供により、少しでも安心していただけるよう努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどお願いいたします。

以上です。

議長（近岡義治君） 学校教育課長 松田正晴君。

〔学校教育課長 松田正晴君 登壇〕

学校教育課長（松田正晴君） 12番 小島議員の御質問にお答えいたします。

汚染米の学校給食へのルート並びに防止策等についての御質問でございます。

まず、第1点目の全国の学校給食に使用されなければならなかった汚染米の経過であります。御指摘のとおり、貿易協定により、国は年間基準量の外国産米の輸入義務が課されております。今回の原因となった汚染米は、この外国産米の一部が保管中におきまして、カビの発生等で汚染されたケースのものでございます。御指摘のとおりでございます。

この汚染米を原料として加工されたいわゆるでんぷん粉が、学校給食に使用されております厚焼き玉子、あるいはオムレツ、うずまき玉子といった献立の食感を少しでもよくしたいというその原材料として、幅広く全国的に使われているものでございます。

対象食品へのでん粉そのものの混入率は、0.3%とされておりまして、幸い全国報告においても被害の報告はされておりません。

2点目の志雄小学校給食へのカビ毒混入の経過であります。

この点につきましては、新潟県長岡市にあるでん粉製造業者の島田化学工業株式会社が、政府から工業用のりの原材料として購入したものを食用でんぷん粉に転用し、加工したものを東京都目黒区のすぐる食品株式会社に厚焼き玉子用として卸しまして、その製品を本町の食材購入先である金沢市の浅地産業が買い入れ、最終的に志雄小学校の食材として給食に使用されたものでございます。平成17年3月8日に使用された100食分がその分であると判明いたしております。

3点目の混入があったと公表された県内の市町村名であります。珠洲市、七尾市、白山市、能見市、能登町、中能登町、宝達志水町、内灘町の8市町でございます。

また、学校名については公表されておりませんので、把握しておりませんが、学校数につきましては、小学校が10校、中学校が9校となっております。

次に、再発防止策についての御質問でございますが、まず、1点目の調理業者と町に対する質問でございます。この点につきましては、直接的には米の流通、あるいは取引に関する検査体制の強化や米穀の流通システム全般の見直しなど、国や県の施策に負うところが非常に大きいと考えております。今回の場合、町が対応できる範囲は、事務的にも極めて限られていると思っておりますし、制度的にも限界があるものと考えております。

また、学校給食の調理そのものことになりますが、できるだけ手づくりを心がけておるのが現状でございますが、調理時間に制約があるものに限り、製品の成分表の確認を行い、今回使用したような加工食品を使用せざるを得ない実情もまたあるわけでございます。

したがって、町ができる学校給食の食の安全を確保する一つの方策は、今後もできるだけ安全性に裏づけされた地元産の食材を使用し、地産地消をさらに拡大していくことが肝要だと考えております。

食材の購入は、給食委託業者が最終的には担っておりますが、製品の産地あるいはメーカーそのものの確認、品質調査、さらには納入時の検品方法などをさらに厳しく徹底させて、自己防衛に努めてまいりたいと思います。

2点目の町民意見の集約であります。町では、適切で安全な学校給食の運営を図るために、保護者、学校、議会の代表者の方々に構成いたします学校給食委員会を設置して対応いたしております。

この委員会では、代表者がそれぞれの立場で集約した意見を会議に諮るとともに、試食会を通じて学校給食の献立、使用食材や調理内容などの点検もあわせて行っております。さきの会議においても、汚染米に関する対応について委員から意見が出され、協議をいたした経過がございます。

今後、町民からの意見集約の是非などについても、学校給食委員会に諮りながら対応を協議し、できるだけ細かく意見交換を続けてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（近岡義治君） 健康福祉課長 柏崎三代治君。

〔健康福祉課長 柏崎三代治君 登壇〕

健康福祉課長（柏崎三代治君） 小島議員の乳幼児医療制度のことについて、現物支給するには何が問題なのかという御質問にお答えをいたしたいというふうに思います。

まず、要因といたしましては、先ほど町長が答弁いたしましたとおり、石川県の乳幼児医療費助成事業補助金交付要綱に、医療機関の窓口で支払いを終えたものについて、町が助成した場合において補助を行うということが明記されております。そういったことから償還払いとしているものでございますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（近岡義治君） 12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

12番（小島昌治君） 4点再質問いたします。

1点目は、収賄事件に関してです。

町長言われましたように、職員が高い倫理観を持ってやっていくということが大事やと言われました。今回の問題は個人的な問題が大きいと言われましたけれども、私は、だれがその場所についても、その任務についても絶対に起こさないという体制が大事やと思っているんです。

そのためには、先ほど総務課長や企画課長をキャップにした2つの委員会がありますけれども、その委員会の議事録を含めて町民の検証を得るということが、どういう問題であって、どこに問題があると行政は思っているのか見てもらうということが必要だと思います。

皆さん方と違う見方をしますし、議会も皆さん方と違う見方をします。ですから、お互いそういうやっていく必要があるのではないかなと思っているんです。議会や町民のそういう参加は必要ないと町長は言われたんですけれども、本当にこれを二度と起こさないためには、私は町民や議会の検証が必要だと思います。ここをどう考えておられるか、もう一度お聞きいたします。

2点目は、お答えいただけていないんですけれども、なぜ志雄小学校だけが今回の汚染米の粉にしたものを食べなければいけなかったのか。栄養士の指導ですと、恐らく2つ、3つの学校を一緒に同じメニューとして出すということが考えられるんですけれども。また、なぜ志雄小学校だけやったのかと、これをちょっとお聞きするものです。

3点目は、雇用促進住宅の問題です。住むところというのは本当に大事でして、今町も町営住宅というのを、県もそうです、国もそうですけれども、それぞれの公共住宅というのをなかなかつくりたくないようになっていきますよね。でも、私は、雇用促進住宅というのは、若者定住の拠点やと思います。出て行くに任せるという若者定住でいいのかどうか。ここをちょっとお答えください。

4点目は、乳幼児医療無料制度の現物支給の問題です。羽咋郡市の医師会の会長にけさお会いしてきて、この問題を、医療を供給する側としてはどうなのかということもお聞きしてきて、ぜひやってくれたら便利になる、多くの方が喜ばれるというふうな話も聞いてまいりました。

原因は、さっき健康福祉課長が言われたように、石川県の乳幼児医療費助成事業補助金交付制度があって、県の独自の助成対象にもし町が現物支給にすると、県の助成対象のと

ころから外しますよというような中身ですよ。

ただ、実は先日、石川県とも交渉してきているんです、現物支給にしるということで。石川県がどう言うていたかといいましたら、「これをなくしてほしいというところは、金沢市と小松市しか言うてきてない。だから、県内全体の体制にはなっていないや」というふうな答弁やったんですよ。ですから、宝達志水町からも、この要綱の中で現物給付方式をしている市や町を排除するなど、こうぜひ意見を上げていただきたいんです。これをされるおつもりはおありかどうか、これをお聞きします。

以上4点です。

議長（近岡義治君） 総務課長 北山茂夫君。

〔総務課長 北山茂夫君 登壇〕

総務課長（北山茂夫君） それでは、ただいまの収賄事件の関係についてお答えさせていただきます。

まず、議事録の公開云々の話でございますが、収賄容疑のこの対策会議の議事録につきましては、先ほどお話しいたしました、当然公開いたします。今現在、裁判の終わるのを待っておりますので、それが終わって、それを受けて、いろんなことを調べた上で議会のほうに報告いたしますし、ホームページで公開し、皆さんに見ていただくというふうに考えております。

それと、業者の選考に当たってのこの過程についての情報公開でございますが、これは午前中、津田議員の質問に対して副町長がお答えしましたように、これについても公開できるものはきちっと公開していくということでございますので、よろしく願いいたします。

それと最後に、今後の対策についてでございますが、当然この対策会議を開いて議会に報告するというにいたしておりますので、この結果に基づいて、議会とまた相談した上で対策を考えていきたいというふうに考えておりますので、決して議会に相談しないということではございませんので、よろしく願いいたします。

以上で答弁を終わります。

議長（近岡義治君） 企画財政課長 太田永作君。

〔企画財政課長 太田永作君 登壇〕

企画財政課長（太田永作君） 今ほどの雇用促進住宅の件でございますが、若者がこのまま出て行くに任せておいてもいいのかということでございますが、先ほども答弁させて

いただいたとおり、当町では、若者等バックアップ条例に基づいて奨励金を出したりしております。

それと、直接私どものところへ、そういう退去についてのまだ苦情等が入ってまいりません。もし入っておれば、私どもで空き家とかそういう紹介をさせていただきたいと、そう思っております。

以上です。

議長（近岡義治君） 学校教育課長 松田正晴君。

〔学校教育課長 松田正晴君 登壇〕

学校教育課長（松田正晴君） 小島議員の御質問にお答えいたします。

志雄小学校だけに、なぜ混入でん粉を使用されたものが使われたのかと、こういうことでございますが、実は混入の疑いがあるということで、業者である浅地産業も通じまして、すべての納入伝票等のチェックをしていただきまして、むしろ浅地産業側のほうから私どものほうに情報提供がされました。

その内容を申し上げますと、その商品そのものを使っていたのは志雄小学校だけではございません。押水第一小学校、宝達小学校、相見小学校、樋川小学校、ほとんどすべての学校で、学校給食にはこの商品は使っております。

ただ、混入したルートを国においても追跡しておりましたし、業者も当然賞味期限等、あるいは製造年月日等もチェックしながら追跡調査を行ったわけです。一番直近の間違いないという加工食品の使用状況について、私どもの町の状況が届いたわけでございます。その中に、平成17年3月8日に100食用の手づくり厚焼き玉子の商品を使ったと、こういうことがございましたので、私どものほうの納入伝票も確認して、間違いなく納入されているし、使っているということです。

じゃ、なぜ志雄小学校だけで、樋川小学校にはそれは当日は使用しなかったのかという話になりますが、その辺の確認は行っておりませんが、間違いなく献立の形で、平成17年のことですから、何らかの違いがあったのではないかなと、こういうふうに考えております。国の示す間違いのない期間に、たまたま志雄小学校の平成17年3月8日に使用されたものが該当したとこういうことで、もともと使っているのはすべての学校で使っているわけでございます。そういうことで御理解いただきたいと思います。

議長（近岡義治君） 健康福祉課長 柏崎三代治君。

〔健康福祉課長 柏崎三代治君 登壇〕

健康福祉課長（柏崎三代治君） まず、現物支給に関しまして、県のほうに要望をしないのかという再質問でございますけれども、私どものほうが、せんだって県にも確認をしておりましたが、少し話が、返ってくる言葉がちょっと違っているように思えます。そういった中において、一度、県のほうと私どものほうは一応話し合いはしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

議長（近岡義治君） いいですか。

以上で、通告のありました一般質問がすべて終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

決算特別委員会委員長報告

議長（近岡義治君） 日程第21 委員長報告を行います。

決算特別委員会に付託し、閉会中の継続審査となっていました認定第1号 平成19年度宝達志水町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第9号 平成19年度国民健康保険志雄病院事業会計決算の認定についてまでの認定9件について、決算特別委員長から審査の経過並びに結果について報告をお願いいたします。

決算特別委員長 岡野 茂君。

〔決算特別委員長 岡野 茂君 登壇〕

決算特別委員長（岡野 茂君） 決算特別委員会委員長報告。

平成20年第3回宝達志水町議会定例会において付託されました認定案件について、去る11月11日、12日の両日に決算特別委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求め、審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました決算認定案件は、認定第1号から認定第9号までの9件であります。

付託のありました9会計の決算審査に当たりましては、決算書及び決算附属書類を初め、主要施策の成果などの説明書や支出命令書を参考としながら、関係法規に適合しているか、計数的正誤、将来の財政運営にどのように反映させるかを主眼に、町執行部からの詳細な説明を求めながら慎重に審査をいたしました結果、各会計とも適正かつ正当なものと認められました。

よって、採決の結果、認定第1号から認定第9号までの9件は、いずれも全会一致をもって認定すべきものと決しました。

なお、審査の過程において、次の点について指摘・要望がありましたので、これらの項目について十分に検討の上、今後の予算編成とその執行に当たっては、適切に対処されるように要望いたします。

- 1、職員の健康管理に注意を払い、年齢バランスを考慮した適正管理に努められたい。
- 2、税や公共料金の収納を高めるには、事務担当者の高度な知識が必要であり、新たな徴収方法の検討や職員の研さんに努められたい。
- 3、透明性のある入札制度の確保に努められたい。
- 4、業務委託を行うに際しては、健全運営や収益性の向上などの目標を持って進められたい。

この4点であります。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告を申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますよう、お願い申し上げます。決算特別委員会委員長報告といたします。

委員長報告に対する質疑

議長（近岡義治君） 次に、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

討 論

議長（近岡義治君） 次に、討論を行います。討論はありますか。

12番 小島正治君。

〔12番 小島正治君 登壇〕

12番（小島正治君） 私は、日本共産党宝達志水町委員会を代表して、平成19年度の決算についての討論を行います。

反対する決算は、平成19年度一般会計、同国民健康保険特別会計、同介護保険特別会計、同ケーブルテレビ事業特別会計、下水道事業会計であります。

平成19年度は、合併後3年目にして、合併前の公共事業偏重路線のつけと自民党・公明党政府による構造改革の地方版、三位一体改革が猛威を振るい、町財政を一気に逼迫させ

た年でありました。いずれもこれは町民に責任はありません。

それに加え、私は、2011年にテレビが見られなくなると言って、合併早々に行ったケーブルテレビの整備は、余りにも拙速過ぎ、デジタル無線共聴などの安価な方策を検討もしないで、合併特例債で10億円を超える事業を展開し、一層の財政逼迫をさせてきたのもその一因であります。羽咋市のケーブルテレビの状況を見れば明らかであります。

また、この年、5,000万円を超える企業誘致の助成が行われています。山の上につくられた大きな木質バイオマス施設は、余りにも多くの材木を必要とするため、多くのダンプなどで町内外から運ばなければなりません。そのために、私は決して環境に優しい事業とは言えなくなることを指摘し、1億円の誘致奨励の施策を行うことの誤りを指摘し、議会で唯一反対しました。

同時に、世界で初めての木質バイオマスの機械であるため、故障や不備が絶えないだろうという町民の声も紹介しましたが、そのとおりになっています。大きな事業をするとき、または支出をするときには、町民と一緒にじっくり時間をかけ調査し、検討していくというスタンスを財政逼迫の今だからこそ強く求めるものであります。

この影響が町民生活に大きな影を落としています。平成19年度は、学校教育の現場で消耗品費や備品購入費の大幅なカットがされ、子供たちの教育に大きなしわ寄せが行われました。また、食育が言われているときに、食物アレルギーの児童の給食を取りやめ、家庭からの弁当で対応するという事態も引き起こしました。食育が教育というなら、この事態は食物アレルギーの子供たちへの教育上の差別だと言えるのではないのでしょうか。アレルギー除去食の給食を求めるものであります。

また、高齢の方々には、介護予防の地域支え合い事業費を削り、町民負担をふやしました。また、貧困度格差が広がっていき、納税がこれまで以上に重荷になるケースがふえることが予想されます。そんなときに町民のもとを訪問し、税の意義を話し理解してもらい、納税計画を立て、生活相談にも乗ることができる職員の削減はやめ、もとに戻すことを進言するものであります。

国民健康保険特別会計についてであります。税の限度額を3万円引き上げています。しかし、厚生労働省は、限度額の引き上げ理由は、限度額を超える世帯が全加入世帯の5%を超えないようにとの目的で見直しを行いました。宝達志水町は、5%どころか2.5%の世帯が限度額を超えている世帯でありました。限度額を引き上げる理由がなかったのに簡単に引き上げたのであります。国保税の高さの認識が欠如していると指摘せざる

を得ません。町長を初めとする執行部の皆さん方の健康保険の保険料よりも、皆さん方よりもずっと低所得の方々の国保税額が、どれだけ高いのかを認識していただくことを求めるものであります。

また、平成19年度は、国保税算出計算において控除額が大きく減らされた年でもありました。平成18年度と同じ年金額でも、国保税が高くなったのであります。それに対応した国保税の引き下げができるだけの基金を保有しているのに、行いませんでした。

介護保険特別会計についてであります。県内でも進んでいる利用料や保険料の減額・免除の申請制度の創設を求めるものであります。

上下水道会計はどうでしょう。旧志雄地域と旧押水地域の水道料金に違いがありますが、このときに水道料金の統一が行われていれば、料金の差額の8割近くを特別交付税で措置してもらったのではないのでしょうか。そうすれば、そのときは旧押水地域の水道料金を引き下げることができたのであります。これを見逃しておいて、今後の料金の統一の際に、旧押水地域の水道料金の値上げは絶対行ってはいけないことだと指摘し、平成19年度の決算討論を終わるものであります。

以上。

議長（近岡義治君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

採 決

議長（近岡義治君） これより採決に入ります。

認定第1号 平成19年度宝達志水町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。
この表決は起立により行います。

認定第1号について、決算特別委員長の報告は原案認定です。決算特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（近岡義治君） 起立多数です。よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

議長（近岡義治君） 次に、認定第2号 平成19年度宝達志水町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を決算特別委員長の報告のとおり認定に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（近岡義治君） 起立多数です。よって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

議長（近岡義治君） 次に、認定第3号 平成19年度宝達志水町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を決算特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（近岡義治君） 起立多数です。よって、認定第3号は原案のとおり認定されました。

議長（近岡義治君） 次に、認定第4号 平成19年度宝達志水町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を決算特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（近岡義治君） 起立多数です。よって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

議長（近岡義治君） 次に、認定第5号 平成19年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を決算特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（近岡義治君） 起立多数です。よって、認定第5号は原案のとおり認定されました。

議長（近岡義治君） 次に、認定第6号 平成19年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を決算特別委員長の報告のとおり認定すること

に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（近岡義治君） 起立多数です。よって、認定第6号は原案のとおり認定されました。

議長（近岡義治君） 次に、認定第7号 平成19年度宝達志水町水道事業会計決算の認定について及び認定第8号 平成19年度宝達志水町下水道事業会計決算の認定についてまでの認定2件を一括して採決します。

この表決は起立により行います。

認定第7号及び認定第8号について、決算特別委員長の報告はいずれも原案認定です。決算特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（近岡義治君） 起立多数です。よって、認定第7号及び認定第8号は原案のとおり認定されました。

議長（近岡義治君） 次に、認定第9号 平成19年度国民健康保険志雄病院事業会計決算の認定についてを採決します。

認定第9号について、決算特別委員長の報告は原案認定です。

決算特別委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。よって、認定第9号は原案のとおり認定されました。

委員会付託

議長（近岡義治君） お諮りいたします。議案第64号から議案第75号までの議案12件、報告1件、請願第4号及び請願第5号は、議案審査付託表及び請願文書表のとおり各常任委員会及び病院運営特別委員会に付託することとしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第64号から議案第

75号までの議案12件、報告1件、請願2件は、議案審査付託表及び請願文書表のとおり各
常任委員会及び病院運営特別委員会に付託することに決定いたしました。

休会の議決

議長（近岡義治君） お諮りします。委員会審査のため、明12月11日から12月16日ま
での6日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議ないものと認めます。したがって、明12月11日から12月16
日までの6日間を休会とすることに決定いたしました。

散 会

議長（近岡義治君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次回は12月17日午後2時から会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後 3 時07分散会

平成20年12月17日（水曜日）

出席議員

1 番	萩 山 恭 子	8 番	守 田 幸 則
2 番	柴 田 捷	9 番	北 本 俊 一
3 番	津 田 勤	10 番	中 川 信 夫
4 番	中 谷 浩 之	11 番	金 田 之 治
5 番	川 崎 與 一	12 番	小 島 昌 治
6 番	岡 野 茂	13 番	北 信 幸
7 番	林 一 郎	14 番	近 岡 義 治

欠席議員

な し

説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	中 野 茂 一
副 町 長	中 江 映
教 育 長	田 畑 武 正
総 務 課 長	北 山 茂 夫
情報推進室長	田 村 淳 一
企画財政課長	太 田 永 作
住 民 課 長	林 谷 茂 和
税 務 課 長	山 田 久 延
環境安全課長	高 松 守 成
健康福祉課長	柏 崎 三代治
農林水産課長	鍛 治 一 良
建 設 課 長	土 上 猛
上下水道課長	高 下 良 博
学校教育課長	松 田 正 晴
生涯学習課長	源 大 恵

会 計 課 長 中 村 清 康
志雄病院事務局長 米 谷 勇 喜

議事日程

- 日程第 1 委員長報告
- 日程第 2 委員長報告に対する質疑
- 日程第 3 討論
- 日程第 4 採決
- (追加日程)
- 日程第 1 議長の辞職許可
- 日程第 2 議長の選挙
- (追加日程)
- 日程第 1 議会運営委員の辞任
- 日程第 2 議会運営委員の選任
- 日程第 3 議会運営委員会の正副委員長の互選
- (追加日程)
- 日程第 1 副議長の辞職許可
- 日程第 2 副議長の選挙

午後 2 時09分開議

開 議

議長（近岡義治君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、12月10日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

委員長報告

議長（近岡義治君） それでは、日程第1 委員長報告を行います。

さきに各委員会に付託いたしました議案について、審査の経過並びに結果について、特別委員長及び各常任委員長より報告を求めます。

初めに、病院運営特別委員長 守田幸則君。

〔病院運営特別委員長 守田幸則君 登壇〕

病院運営特別委員長（守田幸則君） 委員長報告。

今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る12月12日、病院運営特別委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、審査付託表のとおりであります。

委員会では、繰上償還に伴う補償金の免除や高利率の未償還企業債など、多くの質疑があり、追加資料の提出を受けるなど、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各議案を慎重に審査した結果、議案2件は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げますが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願い申し上げます、病院運営特別委員長報告といたします。

議長（近岡義治君） 次に、産業建設常任委員長 川崎與一君。

〔産業建設常任委員長 川崎與一君 登壇〕

産業建設常任委員長（川崎與一君） 委員長報告。

今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る12月11日、産業建設常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、審査付託表のとおりであります。

委員会では、補助団体への補助金交付方法、除雪作業における住民協力、そして町営住宅の管理などに関する多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局からは細部にわたる説明を受け、各議案を慎重に審査した結果、議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、請願第4号は結論を得るに至らず、継続審査することとし、請願第5号については、原油価格の高騰も落ちつき、価格低下傾向にある。また、国は、この10月に燃料、肥料価格高騰対策を示しているなどの多くの意見があり、慎重に審査した結果、不採択とすべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程における附帯意見として、冬期を迎え、住民の交通確保、除雪対策には十分な対応をされたいとの意見が出されました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため閉会中の継続審査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたことも、あわせて報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます、委員長報告といたします。

議長（近岡義治君） 次に、教育厚生常任委員長 林 一郎君。

〔教育厚生常任委員長 林 一郎君 登壇〕

教育厚生常任委員長（林 一郎君） 委員長報告。

今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る12月12日に教育厚生常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、審査付託表のとおりでございます。

委員会では、管外保育の状況、小学校後援会費の使途や施設維持管理費の縮減、そして、保育所改築に当たって無事故への配慮について等に関する多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各議案を慎重に審査した結果、議案6件は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため閉会中の継続審査について議長に報告し、

本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたことも、あわせて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます、教育厚生常任委員長報告といたします。

議長（近岡義治君） 次に、総務常任委員長 岡野 茂君。

〔総務常任委員長 岡野 茂君 登壇〕

総務常任委員長（岡野 茂君） 委員長報告。

今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る12月15日に総務常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、審査付託表のとおりであります。

委員会では、合併振興基金の造成を危ぶむ意見、商工会の合併の進展やかほく市営バスの廃止に伴う現利用者の把握についてなど、厳しい財政状況での多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各議案を慎重に審査した結果、議案4件は原案のとおり可決すべきものと決定し、報告1件は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため閉会中の継続審査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたことも、あわせて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます、総務常任委員長報告といたします。

議長（近岡義治君） 以上で委員長報告は終わりました。

委員長報告に対する質疑

議長（近岡義治君） 次に、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終わ

ります。

討 論

議長（近岡義治君） これから、議案全般にわたっての討論を行います。討論はありませんか。

12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

12番（小島昌治君） 私は、日本共産党宝達志水町委員会を代表して、今定例会に上程された議案中、議案第64号 平成20年度宝達志水町一般会計補正予算案、議案第66号 平成20年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算案、報告第20号 専決第15号 平成20年度宝達志水町一般会計補正予算の3件に反対し、討論を行います。

同時に、議案第73号 かほく市営バス事業押水・宝達線運行に関する事務委託の廃止及び議案第74号 かほく市営バス運行施設整備の区域外設置の廃止について賛成し、討論を行います。

まず、宝達志水町民を取り巻く情勢が今どうなっているでしょう。日本の大企業や大銀行がまともな経済活動を縮小し、ばくち経済で大もうけを図り、その結果、今アメリカ発の金融危機を引き起こし、日本の景気を悪くしました。そんな日本の大企業や大銀行に、私たち庶民の賃金や社会保障費や地方交付税や農業予算などを、構造改革と称して削って降り注いできたのであります。

その結果、小泉内閣以来、私たち庶民は、年間1人当たり10万円も税金や公共料金がふえています。また、ばくち経済のつけを国民を押しつける大リストラが派遣労働者を中心に行われ始めています。

こんなときに町議会は何をしなければならぬかは明らかであります。町民の負担軽減と農漁業者、中小零細の業者の方々への支援であり、雇用の創設であります。

今回の一般会計補正予算案は、9月補正予算で予算づけした国庫補助対象申請をした町内の農業施設災害復旧工事が、規模の点で国庫補助対象外とされたのを、町単独の事業として行ったことを積極的に評価するものであります。しかし、地域振興という名目で、年度途中のこの時期に1億9,000万円も貯金するというのは、どんな理由があれ、認められるものではありません。町は、目の前の町民の苦しみの軽減をすることが第1の仕事のはず。町民の不安や苦しみにこたえないこの補正予算案に反対するものであります。

後期高齢者医療制度の補正予算案や専決予算については、年金からの保険料や税の徴収システムの改修などですから賛成できません。

次に、かほく市営バスからの撤退についてであります。執行部からは、1バス当たりの利用者が平均1人などの調査結果を提出されました。この路線をバスで運行するのは、町にとって経済的にも、また環境的にもよくないことが理解できました。しかし、この路線を利用している町民が1人でもいることは事実であります。町が撤退を決めたからといって、これまで利用してきた方の生活の足を無視していいわけではありません。総務常任委員会で、執行部からは、しっかり調査してこのことに対応していきたいとの答弁がされましたので、この議案に賛成するものであります。

次に、請願2件についての討論を行います。

ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願についてであります。

委員長報告では、継続審議になりました。しかし、WTOのドーハラウンドの理事会が、今月18日、19日に開催されます。しかも、WTO議長の提案が12月6日に発表されましたが、それを見ますと、日本が受け入れているミニマムアクセス米が現在約77万トンありますが、これを127万トンにまで引き上げようという中身であります。まさに宝達志水町の米づくりを壊滅させようという会議が行われようとしているのであります。この会議で、意見書提出を求めるこの請願が可決されることを求めるものであります。

燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める請願についてであります。委員長報告では否決とのこと。政府が、平成20年度補正予算で燃料、肥料価格高騰対策として補正予算を打ったからといって、この請願の反対になるのでしょうか。なぜなら、政府のこの燃料、肥料価格高騰対策は、ごく限られた人にしか利用できないものであります。農業者にとっては全く使い勝手の悪い対策であることは、農業者自身が知っていることでもあります。

また、燃料の高騰の一番の原因である原油への投機を規制する指導を行うということが請願事項にも入っているこの請願に賛成を求め、討論を終わるものであります。

議長（近岡義治君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

採 決

議長（近岡義治君） これより採決に入ります。

議案第64号 平成20年度宝達志水町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第64号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近岡義治君） 起立多数です。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

議長（近岡義治君） 次に、議案第65号 平成20年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第65号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

議長（近岡義治君） 次に、議案第66号 平成20年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第66号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近岡義治君） 起立多数です。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

議長（近岡義治君） 次に、議案第67号 平成20年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第2号）から議案第71号 平成20年度国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第2号）までの議案5件を一括して採決します。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第67号から議案第71号までの議案

5件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第67号から第71号までの議案5件は原案のとおり可決されました。

議長（近岡義治君） 次に、報告第20号 専決処分の報告について、専決第15号 平成20年度宝達志水町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は原案承認です。報告第20号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近岡義治君） 起立多数です。よって、報告第20号は委員長報告のとおり承認されました。

議長（近岡義治君） 次に、議案第72号 宝達志水町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第72号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

議長（近岡義治君） 次に、議案第73号 「かほく市営バス事業押水・宝達線運行に関する事務の委託について」の廃止について及び議案第74号 「かほく市営バス運行施設整備の区域外設置について」の廃止についての議案2件を一括して採決します。

両案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第73号及び議案第74号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第73号及び議案第74号は原案のとおり可決されました。

議長（近岡義治君） 次に、議案第75号 財産の取得についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第75号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

議長（近岡義治君） 次に、発議第4号 宝達志水町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

発議第4号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（近岡義治君） 起立多数です。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

議長（近岡義治君） 次に、請願第4号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願を採決します。

本案に対する委員長の報告は継続審査です。請願第4号は継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（近岡義治君） 起立多数です。よって、請願第4号は継続審査と決定いたしました。

議長（近岡義治君） 次に、請願第5号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める請願を採決します。

本案に対する委員長の報告は不採択です。請願第5号は採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（近岡義治君） 起立少数です。よって、請願第5号は不採択と決定しました。

議事の都合により暫時休憩いたします。

午後2時35分休憩

午後3時14分再開

副議長（中谷浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加

副議長（中谷浩之君） 休憩中、議長 近岡義治君から議長の辞職願が提出されましたので、暫時、私が議長の職を務めさせていただきます。

お諮りいたします。この際、近岡義治君の議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

副議長（中谷浩之君） 御異議なしと認めます。よって、近岡義治君の議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決しました。

議長の辞職許可

副議長（中谷浩之君） 近岡義治君の議長辞職の件を議題といたします。

辞職願を議会事務局長に朗読させます。

議会事務局長（栗原政典君） 朗読いたします。

平成20年12月17日、宝達志水町議会副議長 中谷浩之殿、宝達志水町議会議長 近岡義治。

辞職願 このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

以上です。

副議長（中谷浩之君） 朗読が終わりました。

お諮りいたします。本件を許可することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

副議長（中谷浩之君） 起立多数です。よって、近岡義治君の議長の辞職については、地方自治法第108条の規定により許可することに決定しました。

近岡義治君の入場を認めます。

〔14番 近岡義治君 入場〕

副議長（中谷浩之君） 14番 近岡義治議員に告知します。

議長辞職の件については、地方自治法第108条の規定により、これを許可することに決定しましたので告知します。

議長退任のあいさつ

副議長（中谷浩之君） 近岡義治議員が発言を求めていますので、これを許可します。

〔14番 近岡義治君 登壇〕

14番（近岡義治君） 一言ごあいさつを申し上げます。

平成19年の1月に、議員各位の御推挙によりまして議長の任をとらせていただきました。以来約2年間、議会の運営に際しましては、多大なる御協力をいただき、この2年間つつがなく終わりましたことを心からお礼を申し上げます。

町の財政は非常に厳しい状況でもございます。そんな中で、執行部と議会が一体になってやってきたと。執行部の皆さんの本当に御協力をいただいたこと、心から感謝を申し上げる次第でございます。これからは、一議員として1万5,000町住民のために、立場は変われど、一生懸命また頑張りたいと思っております。

最後になりますが、本当に今日までの皆さん方の御協力に対して、改めてお礼を申し上げます。ごあいさつにかえさせていただきます。本当にありがとうございました。

副議長（中谷浩之君） 前議長には、議会運営並びに議会全般にわたり重責を全うされました。御苦労さまでございました。

日程の追加

副議長（中谷浩之君） この結果、議長に欠員を生じたので、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに行いたいと思います。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

副議長（中谷浩之君） 御異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに行うことに決定しました。

議長選挙

副議長（中谷浩之君） これより議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議会書記 議場閉鎖〕

副議長（中谷浩之君） ただいまの出席議員は14名です。

次に、立会人を指名いたします。

議会会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に柴田 捷君、萩山恭子君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。

〔議会書記 投票用紙を配付〕

副議長（中谷浩之君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」という声あり〕

副議長（中谷浩之君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔議会書記 投票箱を開放〕

〔副議長で投票箱の中の空虚を確認〕

副議長（中谷浩之君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読みます。順番に投票を願います。

〔事務局長 点呼〕

〔1番議員から14番議員まで点呼 順次投票〕

副議長（中谷浩之君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」という声あり〕

副議長（中谷浩之君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

柴田 捷君及び萩山恭子君、開票立ち会いをお願いいたします。

〔議会書記 開票〕

〔立会人は、投票総数 有効投票及び無効投票数を確認〕

〔立会人は、有効投票中の獲得票数を確認〕

副議長（中谷浩之君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、金田之治君13票、小島昌治君1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3.5票であります。したがって、金田之治君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議会書記 議場開鎖〕

副議長（中谷浩之君） ただいま議長に当選されました金田之治君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

議長当選承諾及びあいさつ

〔当選人 発言を求める〕

副議長（中谷浩之君） それでは、当選された金田之治君が発言を求めていますので、これを許可します。

〔議長 金田之治君 登壇〕

議長（金田之治君） ただいま皆様方の御支持をいただきまして、議長に就任することになり、大変光栄に思っております。その責任の重大さを今さらながら痛感する次第でございます。

議会運営のことは、議長1人のよくするところではありません。議員の皆様方の友情と御鞭撻によりまして、町政発展のために努めてまいりたいと思います。よろしく願いをいたします。せっかく選ばれました議長でございますし、多くの先輩の方々が残されました功績を汚さないように、明るい住みよい町の建設に精進、精魂の限りを尽くす所存でございます。

簡単ではございますが、就任のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長交代

副議長（中谷浩之君） それでは、新議長と交代いたします。

〔議長 議長席に着く〕

議長（金田之治君） 議事運営協議のため、暫時休憩いたします。

午後 3 時31分休憩

午後 4 時39分再開

議長（金田之治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議時間の延長

議長（金田之治君） お諮りします。本日の会議時間は、議事の都合によってあらかじめ延長します。

議会運営委員の辞任

議長（金田之治君） 地方自治法第105条の規定によれば、議長は委員会に出席し、発言できることとなっております。各委員会に出席いたしますので、議会運営委員の職を辞職したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（金田之治君） 御異議なしと認めます。よって、私は議会運営委員を辞職させていただきますことに決しました。

議会運営委員の選任

議長（金田之治君） お諮りします。ただいま議会運営委員会委員が欠員となりましたので、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、近岡義治君を指名します。

議会運営委員会の正副委員長互選

議長（金田之治君） 次に、議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任を行います。

委員会の委員長及び副委員長は、宝達志水町議会委員会条例第8条第2項の規定により、それぞれの委員会において互選することになっております。

ここで委員長及び副委員長の互選のため、暫時休憩します。

午後 4 時42分休憩

午後 4 時45分再開

議長（金田之治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

御報告を申し上げます。先ほどの休憩中に議会運営委員会が開催され、委員会条例第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定により、議会運営委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので御報告を申し上げます。

議会運営委員会の委員長 北本俊一君、副委員長 中川信夫君。

以上のとおりであります。

議事運営協議のため、暫時休憩します。

午後 4 時47分休憩

午後 5 時00分再開

議長（金田之治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程の追加

議長（金田之治君） 休憩中、副議長 中谷浩之君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。この際、中谷浩之君の副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（金田之治君） 異議なしと認めます。よって、中谷浩之君の副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第 1 として直ちに議題とすることに決しました。

副議長の辞職許可

議長（金田之治君） 中谷浩之君の副議長辞職の件を議題といたします。

辞職願を議会事務局長に朗読させます。

議会事務局長（粟原政典君） 朗読いたします。

平成20年12月17日、宝達志水町議会議長 金田之治殿、宝達志水町議会副議長 中谷浩之。

辞職願 このたび、一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

以上です。

議長（金田之治君） 朗読が終わりました。

お諮りいたします。本件を許可することに賛成の方の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（金田之治君） 起立全員です。よって、中谷浩之君の副議長の辞職については、地方自治法第108条の規定により許可することに決定しました。

中谷浩之君の入場を認めます。

〔4番 中谷浩之君 入場〕

議長（金田之治君） 4番 中谷浩之議員に告知します。

副議長辞職の件については、地方自治法第108条の規定により、これを許可することに決定しましたので告知します。

副議長退任のあいさつ

議長（金田之治君） 中谷浩之君が発言を求めていますので、これを許可します。

〔4番 中谷浩之君 登壇〕

4番（中谷浩之君） 辞任に当たりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

昨年の1月の臨時議会以来、私、近岡議長の補佐役として副議長を2年間務めさせていただきました。この間、大過なく過ごさせていただいたのは、議員の皆様並びに執行部の町長及び関係各位の終始変わらぬ御指導、御鞭撻のたまものだと思っております。深く感謝いたしております。ここに謹んでお礼を申し上げまして、退任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長（金田之治君） 前副議長には、前議長の補佐役として議会運営に御尽力をされました。御苦労さまでした。

日程の追加

議長（金田之治君） この結果、副議長に欠員を生じたので、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（金田之治君） 異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに行うことに決定しました。

副議長選挙

議長（金田之治君） これより副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議会書記 議場閉鎖〕

議長（金田之治君） ただいまの出席議員は14名であります。

次に、立会人を指名いたします。

議会会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に柴田 捷君、萩山恭子君を指名します。

〔「議長、暫時休憩願います」という声あり〕

議長（金田之治君） 暫時休憩します。

午後5時05分休憩

午後5時08分再開

議長（金田之治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。

〔議会書記 投票用紙を配付〕

議長（金田之治君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（金田之治君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔議会書記 投票箱を開放〕

〔議長で投票箱の中の空虚を確認〕

議長（金田之治君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読みますので、順番に投票願います。

〔事務局長 点呼〕

〔1番議員から14番議員まで点呼 順次投票〕

議長（金田之治君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（金田之治君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

柴田 捷君及び萩山恭子君、開票立ち会いをお願いします。

〔議会書記 開票〕

〔立会人は、投票総数 有効投票及び無効投票数を確認〕

〔立会人は、有効投票中の獲得票数を確認〕

議長（金田之治君） 選挙の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票12票、無効投票2票です。

有効投票のうち、林 一郎君11票、小島昌治君1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3.5票であります。したがって、林 一郎君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議会書記 議場開鎖〕

議長（金田之治君） ただいま副議長に当選されました林 一郎君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

副議長当選承諾及びあいさつ

〔当選人 発言を求める〕

議長（金田之治君） それでは、当選されました林 一郎君が発言を求めていますので、これを許可します。

〔副議長 林 一郎君 登壇〕

副議長（林 一郎君） このたび皆様の御推挙を得まして、副議長に就任することになりました。まことに身に余る光栄です。御厚情に対し、心からお礼を申し上げます。この上は、議長を補佐いたしまして、我が宝達志水町議会の権威を高めますように努め、町政の進展と町民の皆様方のために全力を傾けたいと考えております。どうか議員各位並びに執行部におかれましては、格別の御指導、御鞭撻を賜りますようお願いいたしまして、就任のあいさつといたします。どうもありがとうございました。

各委員会の閉会中の継続調査申し出について

議長（金田之治君） 次に、各委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、議会会議規則第75条の規定によって、各委員会の所管事務及び所掌事務調査のため、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（金田之治君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長及び議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

閉議・閉会

議長（金田之治君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成20年第4回定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午後5時21分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 金 田 之 治

前 議 長 近 岡 義 治

前副議長 中 谷 浩 之

署名議員 守 田 幸 則

署名議員 北 本 俊 一